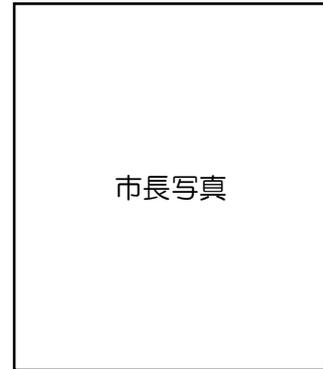


第 2 期
那須塩原市
子ども・子育て未来プラン
(案)

令和 年 月
那須塩原市

はじめに



※資料挨拶掲載予定

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	3
(2) 子育て世帯生活実態調査の実施	3
(3) 那須塩原市子ども・子育て会議の開催	3
(4) パブリックコメントの実施	3
5 第1期計画の進捗状況	4
(1) 施策の評価方法	4
(2) 第1期子ども・子育て未来プランの評価の総括	4
(3) 子どもの権利に関する行動計画の評価の総括	5
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状	6
1 統計からみた本市の現状	6
(1) 人口の推移	6
(2) 出生の動向	7
(3) 婚姻の動向	8
(4) 女性の就業状況	9
(5) 人口推計	10
2 子育て支援サービスなどの現状	11
(1) -1 認定こども園・幼稚園・保育園などの現状	11
(1) -2 待機児童等の状況	12
(2) 子育て支援サービスの状況	13
(3) 小学校・中学校・義務教育学校の状況	17
(4) 障害児通園施設の状況	18
3 各種調査結果からわかる子育て世帯の生活の現状	19
(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	19
(2) 子育て世帯生活実態調査	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本的な目標	30
3 計画の基本方針	31
4 計画の体系	33
第4章 施策の展開	34
基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり	34

基本施策（１）教育・保育サービスの充実	34
基本施策（２）地域における子育て支援サービスの充実	36
基本施策（３）子育て支援のネットワークづくり	38
基本施策（４）子どもの健全育成	39
基本施策（５）地域における人材育成	40
基本方針２ 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援	41
基本施策（１）子どもの虐待防止と救済	41
基本施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進	43
基本施策（３）支援児施策の充実	45
基本施策（４）子どもの居場所づくり	48
基本方針３ 母子保健事業の充実	49
基本施策（１）妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない支援体制の充実	49
基本施策（２）学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実	51
基本施策（３）食育の推進	52
基本施策（４）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	53
基本施策（５）小児医療等の充実	54
基本施策（６）不妊治療対策	56
基本方針４ 仕事と家庭生活の両立の支援	57
基本施策（１）仕事と子育ての両立支援の推進	57
基本方針５ 教育環境の整備	59
基本施策（１）次代の親の育成	59
基本施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	60
基本施策（３）家庭や地域の教育力の向上	62
基本施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	63
基本施策（５）いじめ・体罰防止と救済	64
基本方針６ 子育てにやさしい生活環境の整備	66
基本施策（１）安心して外出できる環境の整備	66
基本施策（２）子どもの安全の確保	67
基本方針７ 子どもの貧困対策の推進	69
基本施策（１）子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援	69
基本施策（２）生活の安定のための支援	71
基本施策（３）保護者の自立に向けた支援	73
基本施策（４）支援が必要な家庭を支える体制づくり	74
基本方針８ 子どもの権利の保障	75
基本施策（１）子どもの権利侵害からの救済	75
基本施策（２）子どもの権利に関する啓発活動	76

第5章 子ども・子育て支援事業	77
1 子ども・子育て支援事業計画に実施記載が求められている事業	77
2 教育・保育提供区域の設定	79
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	79
(1) 1号認定の量の見込みと確保方策	79
(2) 2号認定の量の見込みと確保方策	80
(3) 3号認定の量の見込みと確保方策	81
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	82
(1) 利用者支援事業	82
(2) 地域子育て支援拠点事業	83
(3) 妊婦健康診査	84
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	85
(5) -1 養育支援訪問事業	86
(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（其他要保護児童等の支援に資する事業）	86
(6) 子育て短期支援事業	87
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	88
(8) 一時預かり事業	89
(9) 延長保育事業	91
(10) 病児・病後児保育事業	92
(11) 放課後児童健全育成事業	93
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	94
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	95
5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	96
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	96
(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	96
(3) 関係機関との連携方策	96
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	96
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	97
(1) 専門職雇用等による相談体制の強化	97
(2) 虐待発生の予防、早期発見、早期対応	97
(3) 児童相談所や警察等、関係機関との連携強化	97
第6章 計画の推進体制と進捗管理	98
1 計画の推進体制	98
2 計画の点検・評価などの進捗管理	98
資料編	99

1 計画策定の背景・趣旨

近年、急速な少子化の進行や、核家族化などを背景に、都市部を中心に待機児童問題の深刻化、子育ての孤立感や不安・負担感の増加など、子育てを取り巻く環境はより複雑多様化しています。

国においては、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てのしやすい社会を目指すため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。これに基づき、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、①質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指していくこととされ、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることを求められています。

さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7(2025)年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い対策が推進されこととなります。

一方、令和元(2019)年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、これまで都道府県に努力義務として課していた子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも広げ、家庭により身近な市区町村に対象を拡大されるとともに、令和元(2019)年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童虐待防止対策を一層強化するため、親権を持つ者等による体罰の禁止、児童相談所の体制強化及び設置促進、関係機関間の連携強化等の措置を講じられるなど、子どもの貧困や相次ぐ虐待への対策もより強化されています。

那須塩原市（以下「本市」という。）においては、平成22(2010)年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画（第1期後期）」、平成27(2015)年3月に「那須塩原市子ども・子育て未来プラン（中間見直し平成30(2018)年3月）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、これらの計画に沿って、子育て支援を行ってきましたが、依然として少子化は進行しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等から、多くの子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を抱いているのが現状です。

これらを踏まえ、本市では、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に responding していくために「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

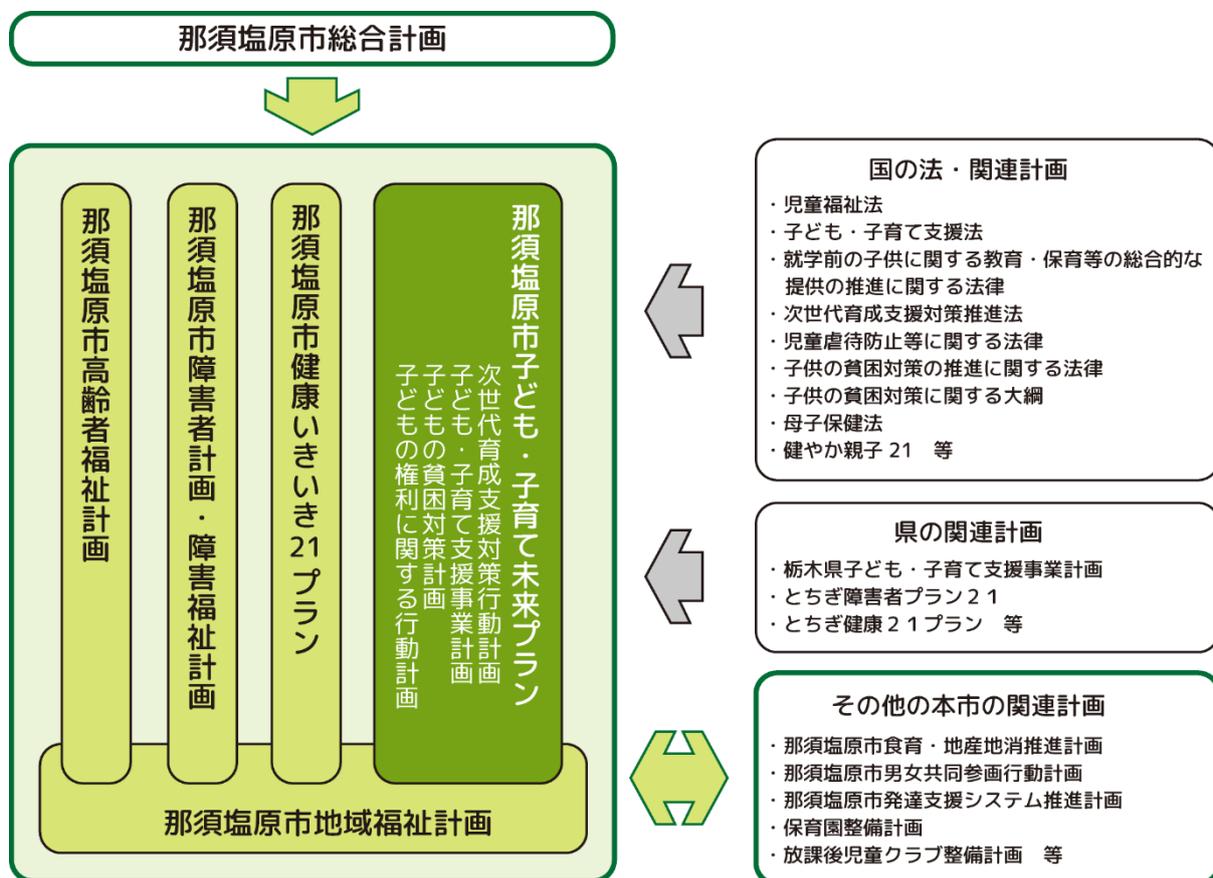
2 計画の位置付け

本計画は、幼児期の教育・保育、福祉、地域子ども・子育て支援を地域のニーズに基づき、総合的に推進するための計画です。

本市では、子どもを安心して産み育てていけるよう、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」と子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援事業計画」に「子どもの貧困対策計画」、また、本市子どもの権利条例に係る「子どもの権利行動計画」を含め、子育てに関する総合的な計画として策定します。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「那須塩原市総合計画」に基づく部門別計画として、保健・医療、教育、福祉等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

- 子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容と、その実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めています。
- 次世代育成支援法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に行うための施策事業を体系的に定めています。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定される「子どもの貧困対策についての計画」として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための内容を定めています。
- 那須塩原市子どもの権利条例第26条に既定される「子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画」として定めています。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年とします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本市の子育てに関する生活実態やニーズを把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。

(2) 子育て世帯生活実態調査の実施

本市の子育て家庭における生活環境や経済状況等について、今後の支援策を検討するため、0歳児の保護者と小学5年生及び中学2年生の保護者と児童・生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 那須塩原市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援者に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「那須塩原市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴収するため、さらには計画策定における透明性を確保するため、パブリックコメントを実施しました。

5 第1期計画の進捗状況

(1) 施策の評価方法

評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況等について自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、概ね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

(2) 第1期子ども・子育て未来プランの評価の総括

平成30(2018)年度における第1期計画の実施状況について、全91事業のうち、A評価が61事業(67%)、B評価が20事業(21%)、C評価が7事業(8%)、D評価が3事業(3%)、E評価が1事業(1%)となりました。

A・B評価の事業は、全体の88%を占め、全体としての進捗状況は良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本方針	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
1 子育てを地域で支える意識づくり	26	18	4	2	2	0
2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援	10	7	3	0	0	0
3 母子保健事業の充実	15	15	0	0	0	0
4 仕事と家庭生活の両立の支援	7	0	5	1	1	0
5 教育環境の整備	11	9	1	1	0	0
6 子育てにやさしい生活環境の整備	8	3	3	2	0	0
7 子どもの貧困対策の推進	14	9	4	1	0	0
合計	91	61	20	7	3	0

(3) 子どもの権利に関する行動計画の評価の総括

平成 30(2018)年度における「子どもの権利行動計画に関する行動計画」の実施状況について、全 24 事業のうち、A評価が 17 事業 (71%)、B評価が5事業 (21%)、C評価が1 事業 (4%)、D 評価が1 事業 (4%) となりました。A・B評価の事業は、全体の92%を占め、全体としての進捗状況はおおむね良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

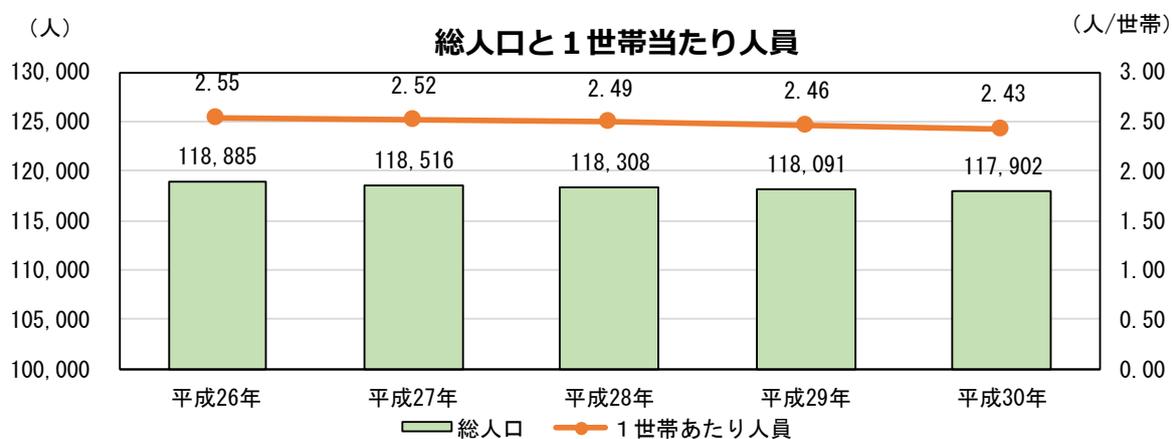
基本方針	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
(1) 子どもの権利に関する啓発活動	3	0	2	0	1	0
(2) 子どもの居場所づくり	4	2	2	0	0	0
(3) 子どもの貧困対策	5	3	2	0	0	0
(4) 子どもの虐待防止と救済	3	3	0	0	0	0
(5) いじめ・体罰の防止と救済	5	4	1	0	0	0
(6) 子どもの面会交流	2	2	0	0	0	0
(7) 子どもの権利侵害からの救済	2	1	0	1	0	0
合計	24	15	7	1	1	0

1 統計からみた本市の現状

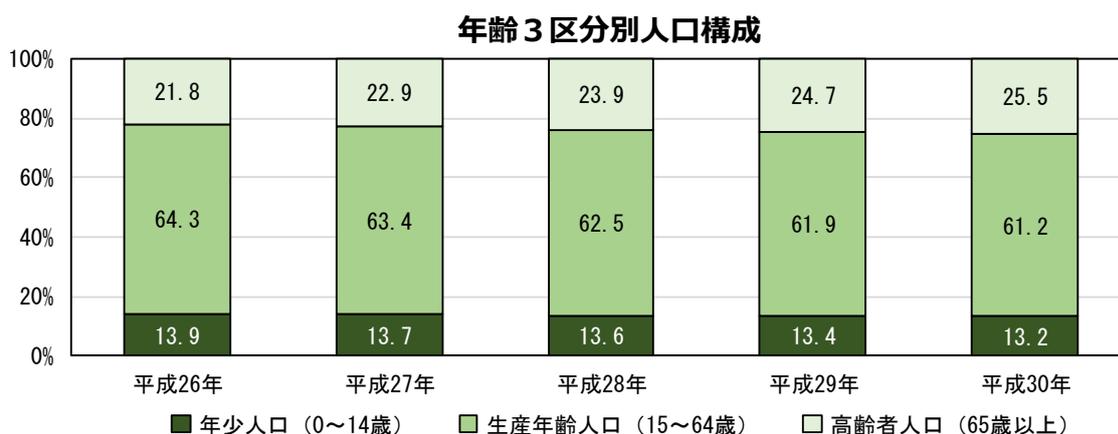
(1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成30(2018)年1月1日現在で117,902人と平成26(2014)年と比較して1,232人の減少となっています。

また、年齢3区分の人口構成をみると、高齢者人口(65歳以上)は増加していますが、年少人口(0~14歳)は減少傾向で推移しており、平成30(2018)年1月1日現在で年少人口は15,619人(13.2%)と平成26(2014)年と比較して953人(0.7ポイント)の減少となっています。



資料：栃木県住民基本台帳年表（各年1月1日現在）

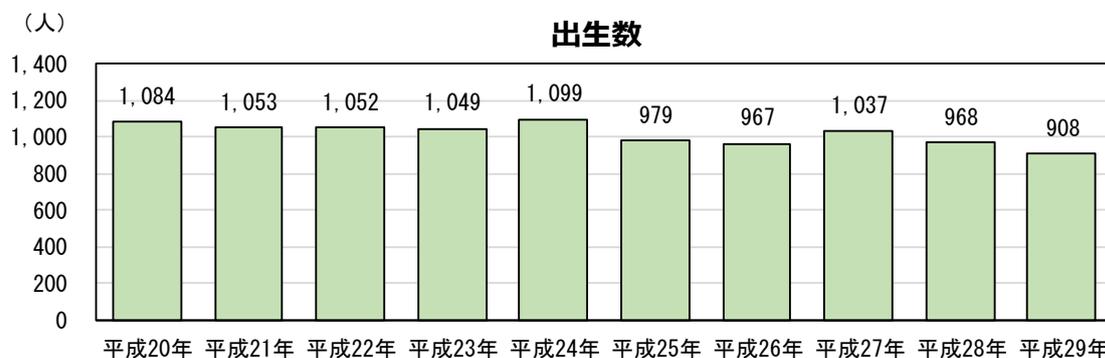


資料：栃木県住民基本台帳年表（各年1月1日現在）

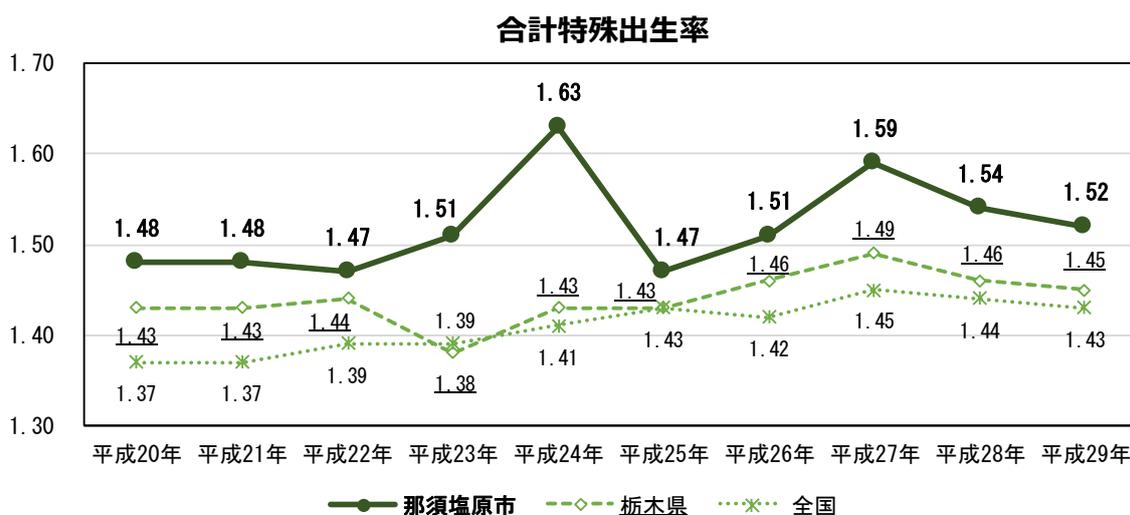
(2) 出生の動向

本市の出生数は、1,000 人前後で推移していましたが、平成 27(2015)年以降は減少傾向となっており、平成 29(2017)年で 908 人となっています。

また、合計特殊出生率※は、栃木県及び全国より上回った状況で推移しており、平成 29(2017)年で 1.52 となっています。



資料：栃木県保健統計年報



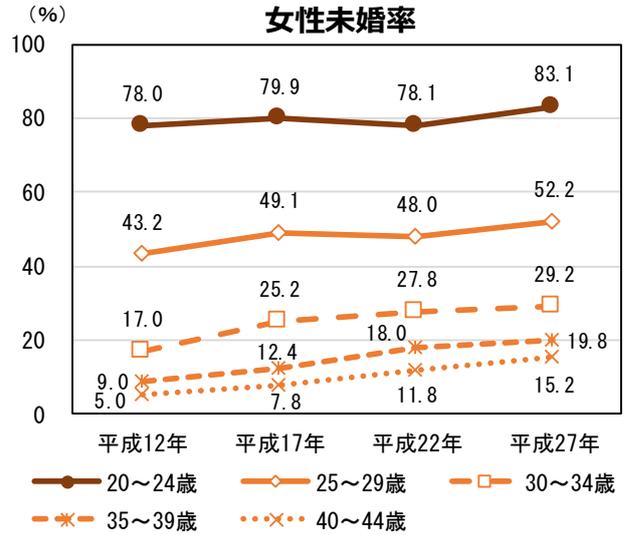
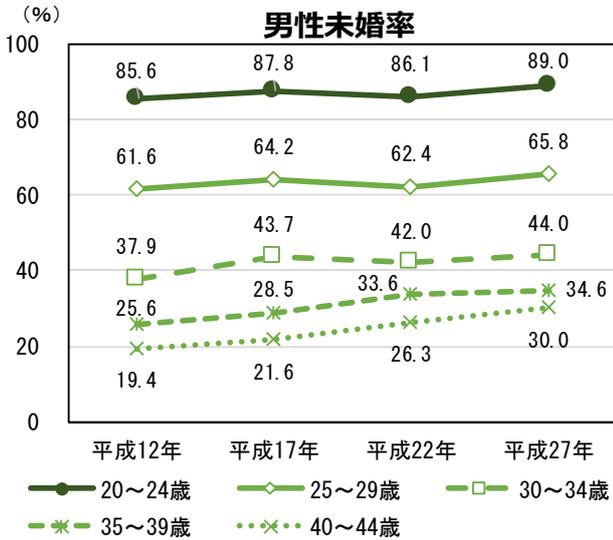
資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

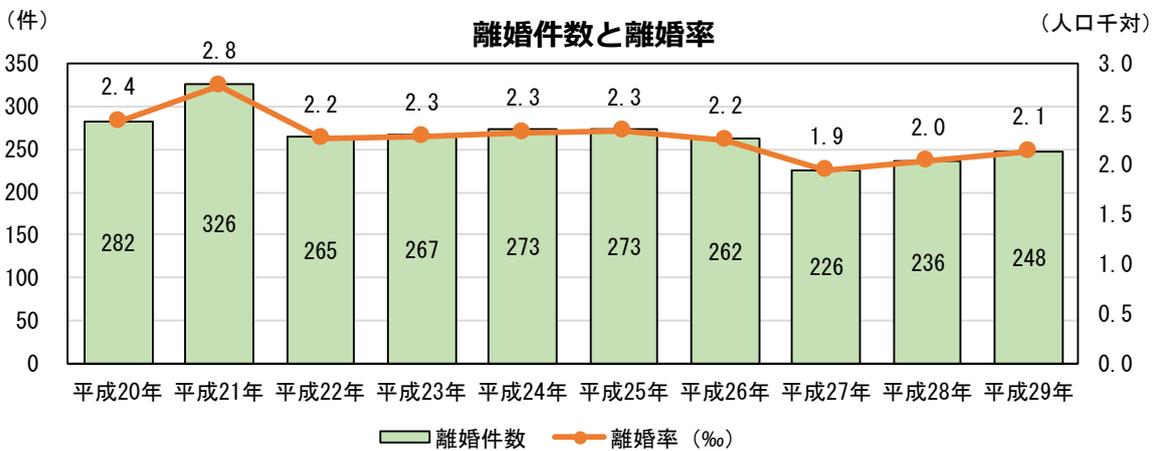
(3) 婚姻の動向

男女別に 20 歳から 44 歳までの未婚率を 5 歳ごとの階級に分けてみると、すべての年齢において男女とも未婚率は上昇しており、未婚化が進行していることがわかります。

また、離婚件数及び離婚率は増減を繰り返しており、平成 29(2017)年で離婚件数は 248 件、離婚率は 2.1（人口千対）となっています。



資料：国勢調査（平成 12 年は合併前の合計値）

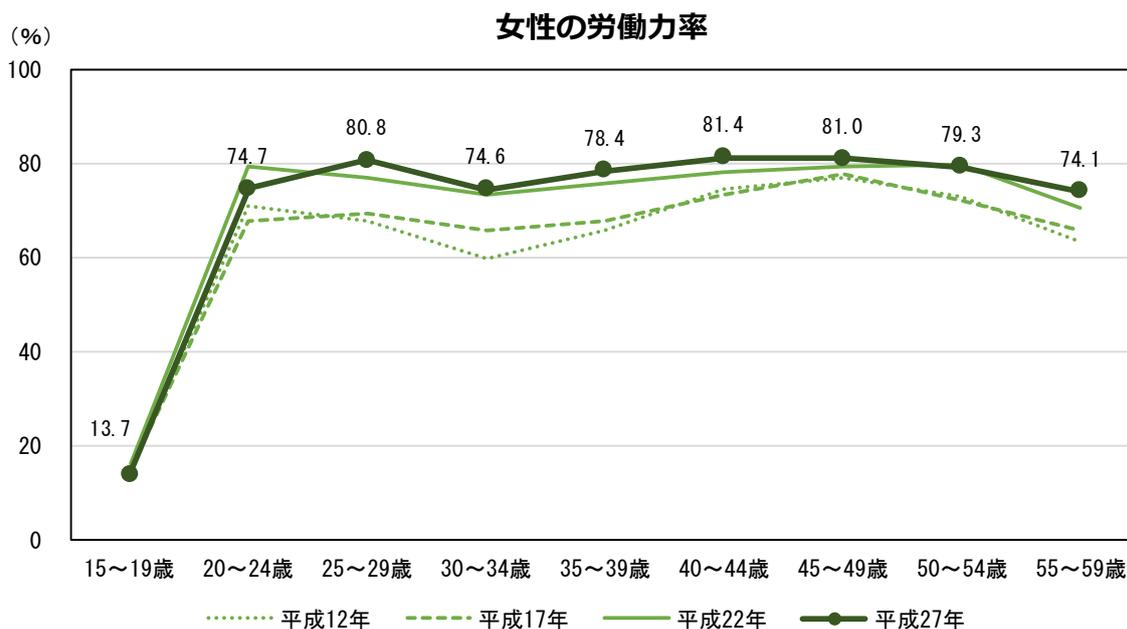


資料：栃木県保健統計年報

(4) 女性の就業状況

女性の労働力率をみると、女性は20歳代前半で就職し、その後結婚や出産により一時離職し、その後再び就職することから「M字カーブ」を描くことが広く知られています。このM字カーブについては、女性の労働力率の変化に関する全国的な傾向として、未婚化や晩婚化が進んでいること、結婚時の雇用継続が増加していること、育児休業取得率が上昇していることなどから、その谷が徐々に浅くなっています。

本市の女性の労働力率は、5歳階級別に平成12(2000)年と平成27(2015)年を比較すると、M字カーブが緩やかになっていることが分かります。

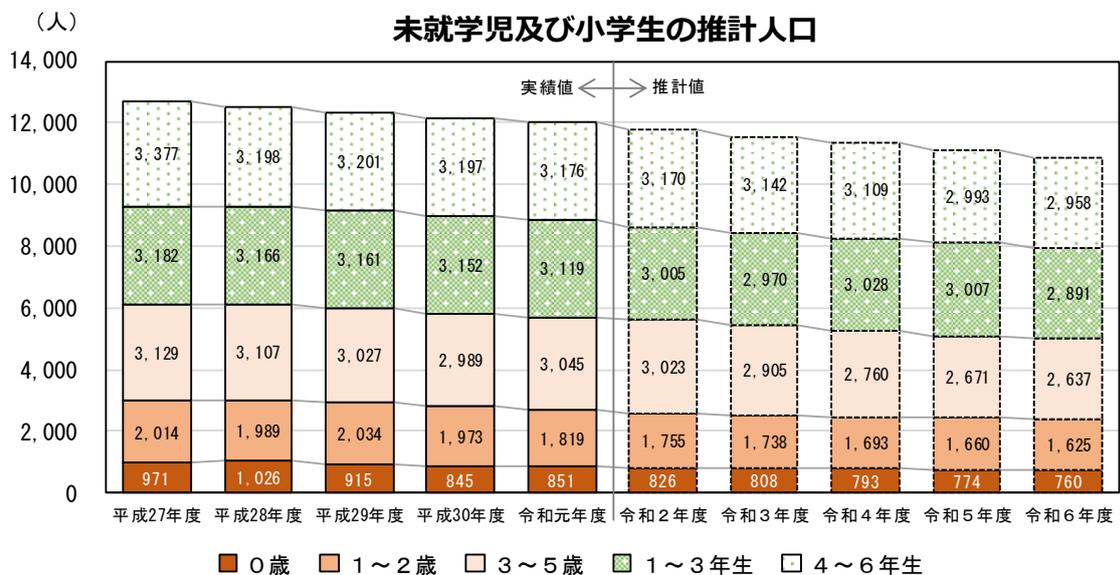


資料：国勢調査（平成12年は合併前の合計値）

(5) 人口推計

本市の未就学児及び小学生の推計人口をみると、未就学児及び小学生ともに減少傾向で推移すると予想されます。

また、令和(2019)元年で851人であった0歳人口が令和6(2024)年には760人と、5年で91人減少することが見込まれています。



資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) -1 認定こども園・幼稚園・保育園などの現状

本市の教育・保育施設^{※1}、幼稚園の状況ですが、待機児童対策や公立保育園の民営化等の各種施策の推進により、平成27(2015)年より施設及び利用定員が増加してきましたが、それに伴い、入園児童数も増加しています。

①施設数

項目		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
幼稚園	公立	か所	1	0	0	0	0
	私立	か所	4	3	3	2	1
保育園	公立	か所	12	11	11	11	10
	私立	か所	10	12	12	12	13
認定こども園		か所	5	7	7	9	10
小規模保育事業所		か所	7	6	6	7	7
家庭的保育事業所		か所	1	1	1	1	1

資料：保育課（各年4月1日現在）

②利用定員数

項目		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
教育	1号 3～5歳	人	509	693	603	878	1,138
保育	2号 3～5歳	人	1,372	1,466	1,554	1,741	1,877
	3号 0歳	人	186	230	238	264	266
	3号 1・2歳	人	816	947	984	1,043	1,055
合計		人	2,883	3,282	3,379	3,926	4,336

※幼稚園は含まない

資料：保育課（各年4月1日現在）

③入園児童数

項目		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
教育	1号 3～5歳	人	458	561	530	749	958
保育	2号 3～5歳	人	1,500	1,568	1,582	1,689	1,868
	3号 0歳	人	96	115	106	96	110
	3号 1・2歳	人	838	940	998	1,020	1,012
合計		人	2,892	3,184	3,216	3,554	3,948

※幼稚園は含まない

資料：保育課（各年4月1日現在）広域受託含む

※1 教育・保育施設…子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園を合わせ「教育・保育施設」と呼びますが、本計画では認定こども園、保育園、地域型保育事業所^{※2}のことを合わせ「教育・保育施設」としています

※2 地域型保育事業所…小規模保育事業所及び家庭的保育事業所のこと

(1) - 2 待機児童等の状況

①入園待ち児童数（保留児童*）

本市では、入園に当たっては、児童福祉法で規定する「保育を必要とする」状態を点数化した上で審査し、限られた利用定員の中で優先順位を定めて入園の可否を決定していますが、その審査で入園が出来なかった児童については入園待ち児童となります。

平成 27(2015)年度からの入園待ち児童については、待機児童対策等の各種施策により利用定員の増加に伴い入園申込みも増加したことにより、毎年増加している傾向にあります。

項目	単位	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年
		4 月	10 月	4 月						
0歳児	人	25	70	24	71	13	69	16	52	31
1・2歳児	人	19	36	40	37	52	58	31	37	50
3～5歳児	人	6	6	8	7	4	2	6	8	4
合計	人	50	112	72	115	69	129	53	97	85

資料：保育課（各年月 1 日現在）

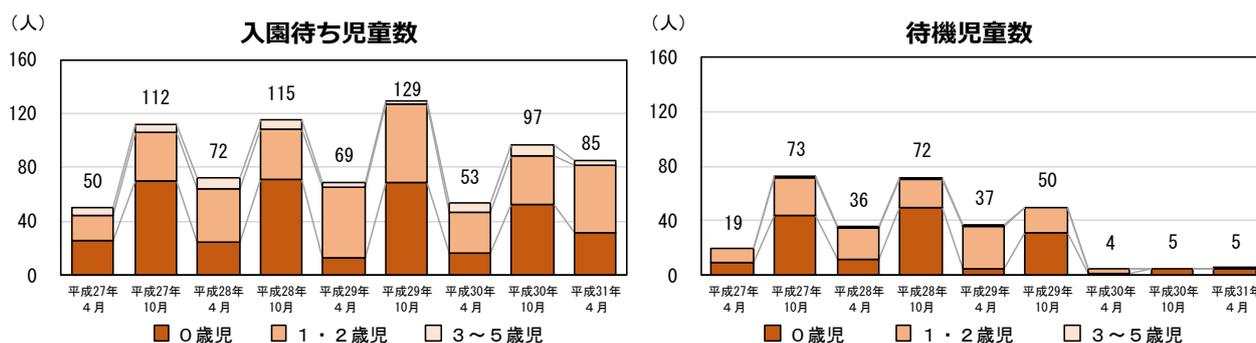
※平成 29(2017)年度に入園待ち児童は保留児童と名称が変更されましたが、本計画では第 1 期計画との継続性から入園待ち児童という名称を使用しています。

②待機児童数

近年の待機児童（入園待ち児童のうち、国基準で定める児童）数の推移ですが、一番多い時で平成 27(2015)年 10 月 1 日の 73 人という状況でしたが、施設整備等による対策が進み、平成 31(2019)年 4 月 1 日には 5 名まで減少しました。

項目	単位	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年
		4 月	10 月	4 月						
0歳児	人	9	44	11	49	5	31	1	5	4
1・2歳児	人	10	27	23	21	31	19	3	0	1
3～5歳児	人	0	2	2	2	1	0	0	0	0
合計	人	19	73	36	72	37	50	4	5	5

資料：保育課（各年月 1 日現在）



(2) 子育て支援サービスの状況

①延長保育事業の状況

延長保育事業とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、教育・保育施設において保育を実施する事業であり、平成 30(2018)年度では 22 か所で 490 人の利用となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数（実人数）	人	420	390	518	490
実施施設数	か所	18	18	21	22

資料：保育課

②病児・病後児保育事業の状況

病児・病後児保育事業とは、病院や教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業であり、平成 30(2018)年度は、1 か所の病児保育で 293 人、2 か所の病後児保育で 25 人の利用となっています。

病児保育	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数（延人数）	人	-	-	-	293
実施施設数	か所	0	0	0	1

病後児保育	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数（延人数）	人	13	39	36	25
実施施設数	か所	2	2	2	2

資料：保育課

③利用者支援事業の状況

利用者支援事業とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業であり、平成 30(2018)年度では、1か所の基本型（子育てコンシェルジュ）に1人、1か所の特定型（保育コンシェルジュ）に1人、2か所の母子保健型に21人を配置しています。

基本型（子育てコンシェルジュ）	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置人数	人	1	1	1	1
実施施設数	か所	1	1	1	1

特定型（保育コンシェルジュ）	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置人数	人	1	1	1	1
実施施設数	か所	1	1	1	1

母子保健型	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置人数	人	-	19	21	21
実施施設数	か所	-	2	2	2

資料：子育て支援課、健康増進課

④地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業であり、平成 30(2018)年度では8か所あり、年間利用者数（延べ人数）は子どもが12,442人、大人が10,357人となっています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数 （延べ人数）	子ども	人	12,753	11,972	11,914	12,442
	大人	人	10,791	9,968	9,929	10,357
実施施設数		か所	8	8	8	9

資料：子ども・子育て総合センター、保育課

⑤ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を利用会員として、児童の預かり等の援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業であり、平成30(2018)年度では419人（利用会員：280人、サポート会員：104人、両方会員：35人）の会員で1,519人（未就学児：635人、就学児：884人）の利用となっています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用者数	未就学児	人	516	803	564	635
	就学児	人	526	678	1,183	884
	合計	人	1,042	1,481	1,747	1,519
会員数	利用会員	人	210	227	240	280
	サポート会員	人	86	92	98	104
	両方会員	人	35	37	31	35
	合計	人	331	356	369	419

資料：保育課

⑥放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

放課後児童クラブとは、労働等により保護者が日中に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、平成30(2018)年度は25か所の公設民営で1,122人（低学年：879人、高学年243人）、16か所の民設民営で633人（低学年：455人、高学年178人）の利用となっています。

公設民営	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	人	796	831	852	879
高学年	人	171	183	231	243
合計	人	967	1,014	1,083	1,122
定員数	人	928	1,009	1,146	1,257
実施施設数	か所	21	22	24	25

民設民営	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	人	383	434	448	455
高学年	人	157	146	138	178
合計	人	540	580	586	633
定員数	人	653	821	709	743
実施施設数	か所	16	17	16	16

資料：保育課

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業であり、平成30(2018)年度では3か所あり、年間利用者数（実人数）は20人となっています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用者数	実人数	人	16	7	14	20
	延人数	人	17	13	51	62
	延日数	日	43	62	161	142
実施施設数		か所	2	3	3	3

資料：子ども・子育て総合センター

⑧一時預かり事業の状況

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設等の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、平成30(2018)年度では、幼稚園等における一時預かり（預かり保育）は10か所で34,361人の利用は、保育所における一時預かりは8か所で2,344人の利用となっています。

幼稚園等における一時預かり	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用者延人数	人	41,247	44,716	43,589	34,361
実施施設数	か所	9	10	10	10

保育園等における一時預かり	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用者延人数	人	2,648	2,394	3,031	2,344
実施施設数	か所	9	8	8	8

資料：保育課

⑨養育支援訪問事業の状況

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、平成30(2018)年度では訪問支援者21人で848件の訪問件数となっています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問家庭数	実数	件	502	518	623	848
	延数	件	1,008	1,169	1,240	1,652
訪問支援者数		人	22	24	24	21

資料：健康増進課・子ども・子育て総合センター

⑩乳児家庭全戸訪問事業の状況

乳児家庭全戸訪問事業とは、生後 2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、平成 30(2018)年度の訪問件数は 856 件となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数	件	1,036	940	906	815
訪問件数	件	1,038	943	889	856

資料：健康増進課

(3) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

本市の小学校・中学校・義務教育学校は、令和元(2019)年度現在、小学校 20 校、中学校 9 校、義務教育学校※ 1 校となっております。

①小学校

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度・令和元年度
児童数	人	6,513	6,324	6,265	6,253	6,230
学校数	校	22	22	20	20	20

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

②中学校

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度・令和元年度
生徒数	人	3,422	3,440	3,308	3,210	3,026
学校数	校	10	10	9	9	9

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

③義務教育学校

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度・令和元年度
前期課程（6 年間）	人	64	54	44
後期課程（3 年間）	人	31	25	32
学校数	校	1	1	1

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

※義務教育学校とは、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現在の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校です。本市では平成 29(2017)年度に塩原小学校及び塩原中学校を統合し、塩原小中学校を設置しました。

(4) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設の延べ利用件数は、増加傾向で推移しています。

延べ利用件数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援	件	881	1,016	1,350	1,390
放課後等デイサービス	件	1,220	1,496	1,919	2,630
保育所等訪問支援	件	-	-	23	166

資料：社会福祉課

3 各種調査結果からわかる子育て世帯の生活の現状

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

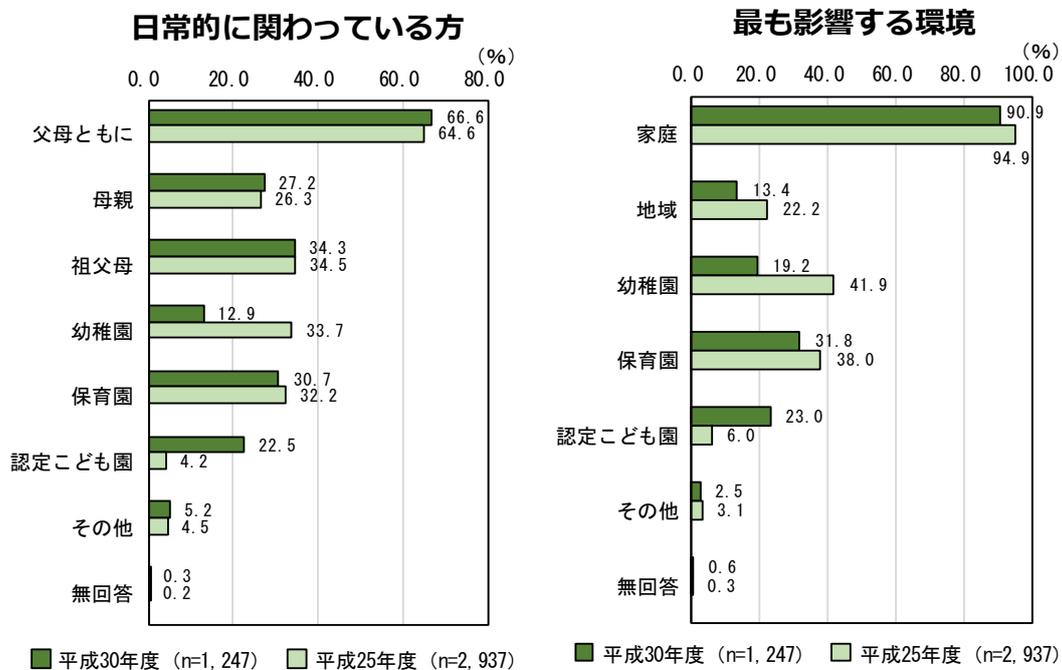
本計画の策定に向けて、教育・保育施設等や放課後児童クラブなどの子育て支援施策を計画的に推進するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

(※以下の結果については報告書から主な分析を抜粋したものです。)

①子どもの育ちをめぐる環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」が最も多く 66.6%となっており、平成25(2013)年度と比較すると、2.0ポイント増加しています。

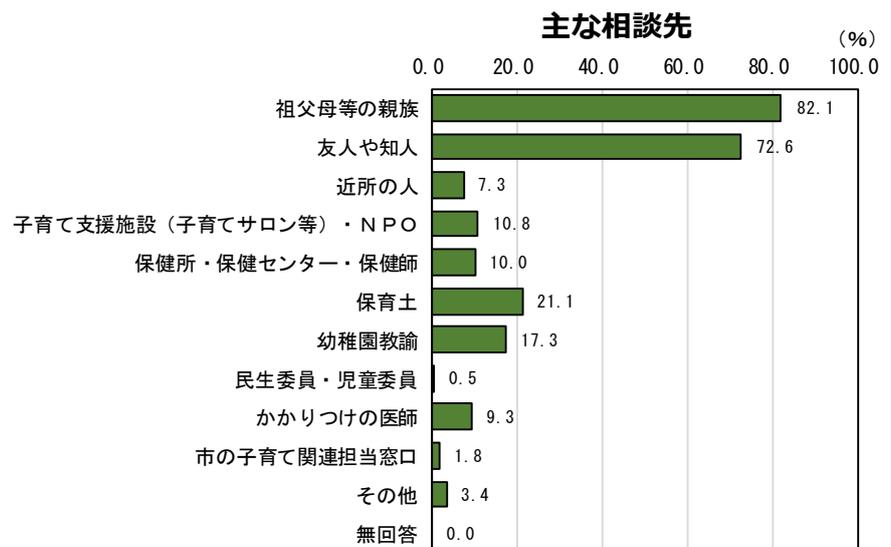
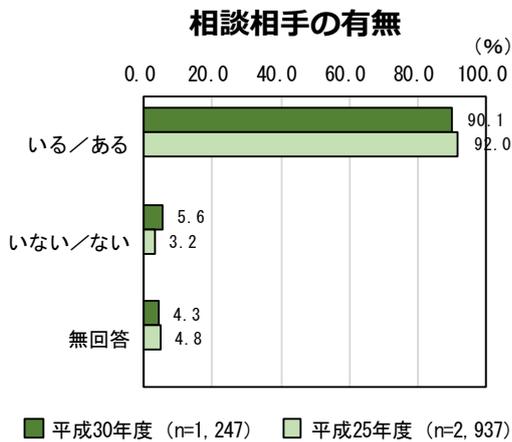
また、子育てや教育に最も影響する環境は、「家庭」が最も多く 90.9%となっていますが、平成25(2013)年度と比較すると、4.0ポイント減少しています。



②子育てや教育をする上での相談相手

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる／ある」が90.1%と高い中、「いない／ない」が5.6%となっており、平成25(2013)年度と比較すると、2.4ポイント増加しています。

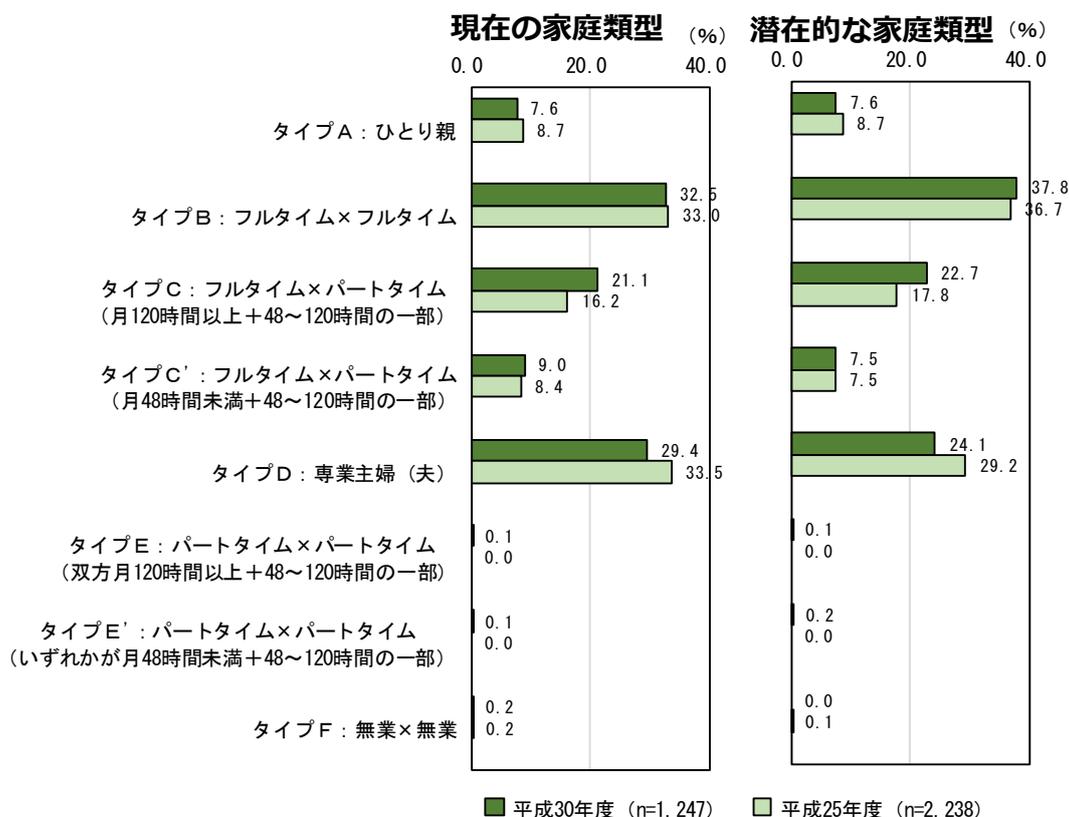
また、子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手がいる（ある）方に、主な相談先について聞いたところ、「祖父母等の親族」が最も多く82.1%、次いで「友人や知人」が72.6%、「保育士」が21.1%となっています。



③保護者などの就労の状況

現在の家庭類型は、「タイプB：フルタイム×フルタイム」が最も多く32.5%、次いで「タイプD：専業主婦（夫）」が29.4%、「タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+48～120時間の一部）」が21.1%となっています。平成25(2013)年度と比較すると、「タイプD：専業主婦（夫）」が4.1ポイント減少し、「タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+48～120時間の一部）」が4.9ポイント増加していることから、働きながら子育てをしている母親が増えていることがわかります。

また、今後の就労希望などを勘案した潜在的な家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」、「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯が増加しています。

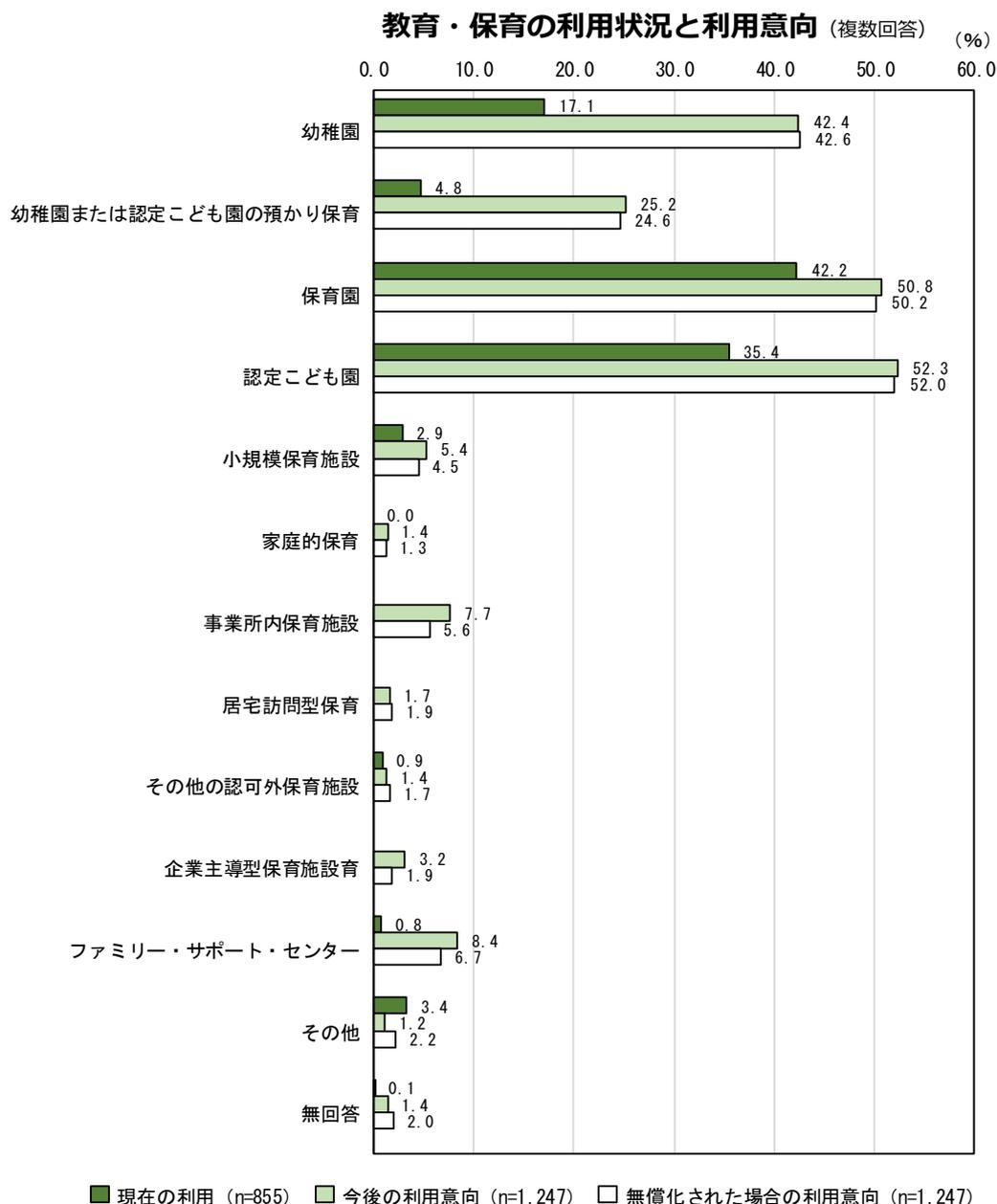


④教育・保育の利用状況と利用意向

教育・保育施設や幼稚園を定期的にご利用している方に、現在の利用状況について聞いたところ、「保育園」が最も多く42.2%、次いで「認定こども園」が35.4%、「幼稚園」が17.1%となっています。

また、教育・保育施設や幼稚園の定期的な利用の有無に関わらず、今後の利用意向について聞いたところ、「認定こども園」が最も多く52.3%、次いで「保育園」が50.8%、「幼稚園」が42.4%となっています。

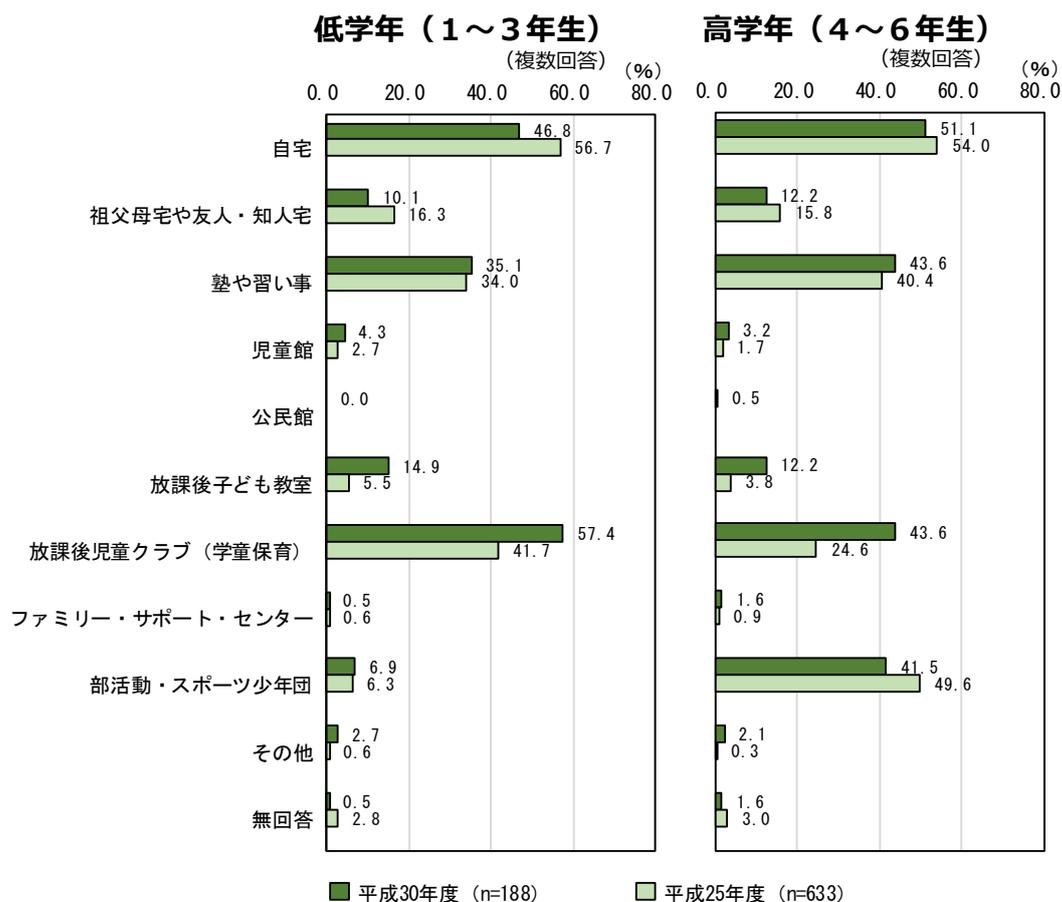
さらに、幼児教育・保育の無償化になった場合の利用意向について、利用状況の上位3つである「認定こども園」、「幼稚園」、「保育園」は、今後の利用意向とあまり変化がありませんでした。



⑤小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く 57.4%、次いで「自宅」が 46.8%、「塾や習い事」が 35.1%、高学年では「自宅」が最も多く 51.1%、次いで「塾や習い事」、「放課後児童クラブ(学童保育)」がそれぞれ 43.6%、「部活動・スポーツ少年団」が 41.5%となっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)について、平成 25(2013)年度と比較すると、低学年では 15.7ポイント増加、高学年では 19.0ポイント増加しており、放課後児童クラブ(学童保育)に対するニーズが高いことが分かります。



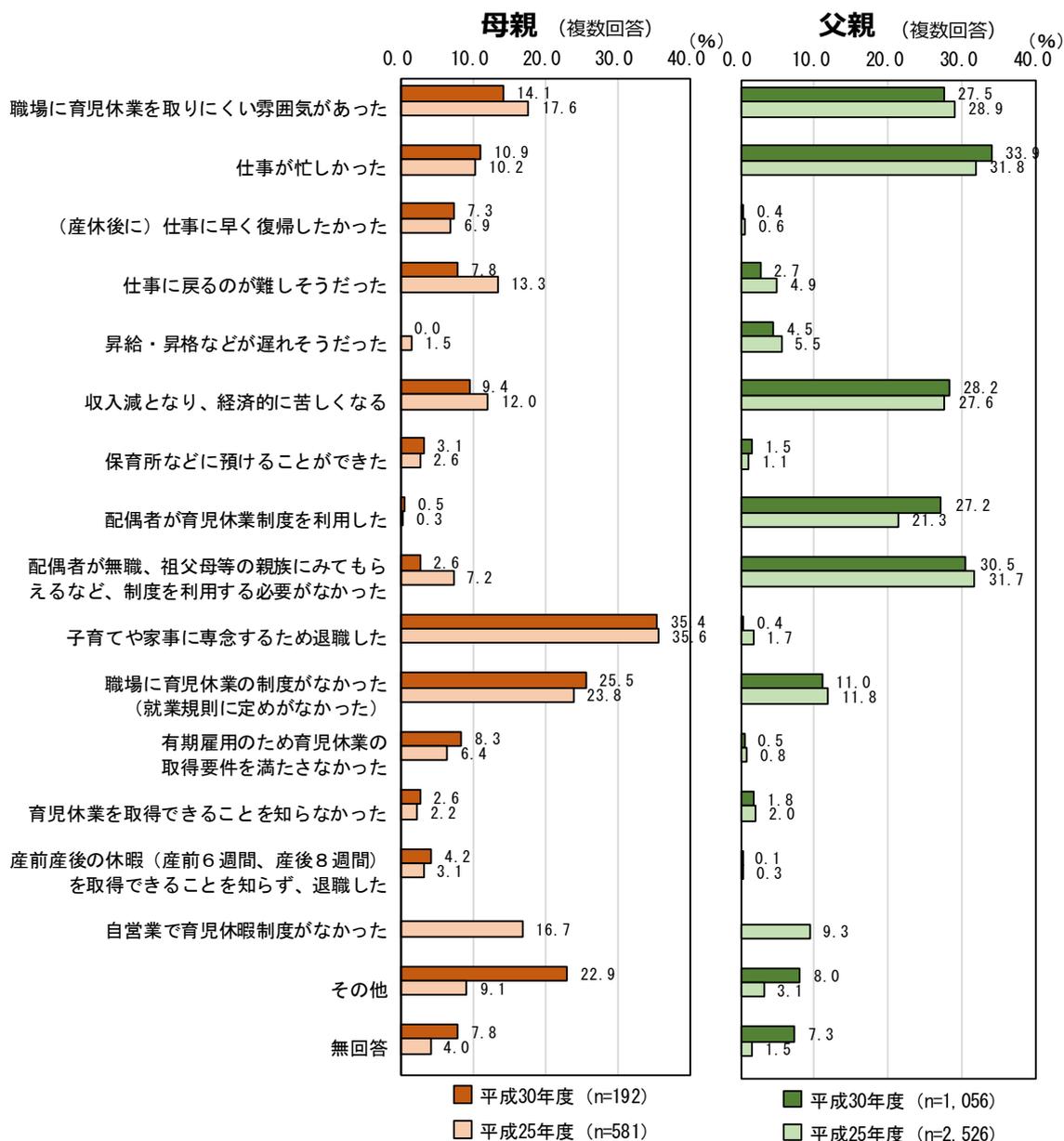
※児童館（対象児童：すべての児童（18歳未満））とは、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設です。現在、那須塩原市での設置はありません。

※放課後子ども教室（対象児童：小学校に就学している全児童）とは、地域の方々などの協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館などで学習・スポーツ・文化芸術活動などの機会を提供する取組です。

◎育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない母親に、その理由について聞いたところ、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く 35.4%、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が 25.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 14.1%となっています。

また、育児休業を取得していない父親に、その理由について聞いたところ、「仕事が忙しかった」が最も多く 33.9%、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 30.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 28.2%となっています。



(2) 子育て世帯生活実態調査

令和元(2019)年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正・施行され、子どもの貧困対策についての市町村計画の策定が努力義務となりましたが、それに先立ち、市内の子育て家庭の生活環境や経済状況を把握し、支援策等を検討するために子育て世帯生活実態調査を実施しました。

(※以下の結果については報告書から主な分析を抜粋したものです。)

①子育て世帯における相対的な生活困難層の割合

本調査では、①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素に基づいて分類し、2つ以上の要素に該当する層を困窮層、いずれか1つの要素に該当する層を周辺層、いずれの要素にも該当しない層を一般層と定義しました。算出した結果は以下のとおりとなります。

	小学5年生	中学2年生	全体
生活困難層	31.7%	35.0%	33.2%
困窮層	14.1%	16.1%	15.0%
周辺層	17.6%	18.9%	18.2%
一般層	68.3%	65.0%	66.8%

	小学5年生	中学2年生	全体
①低所得 ^{※1}	13.9%	16.1%	14.9%
②家計の逼迫 ^{※2}	18.6%	20.3%	19.4%
③子どもの体験や所有物の欠如 ^{※3}	16.9%	18.4%	17.5%

※1 低所得

「低所得」は、世帯所得を、世帯人数の平方根で割った値（等価所得）が、厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（135.4万円）の世帯とします。なお、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合のことです。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出されています。

※2 家計の逼迫

「家計の逼迫」は、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義し、経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当する世帯を対象とします。

※3 子どもの体験や所有物の欠如

「子どもの体験や所有物の欠如」は、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品で、子どもの体験や所有物などに関する14項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当する世帯を対象とします。

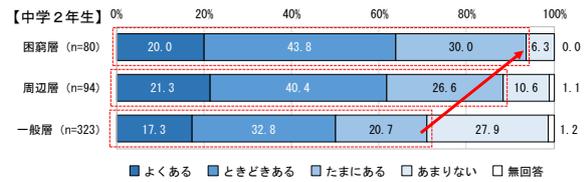
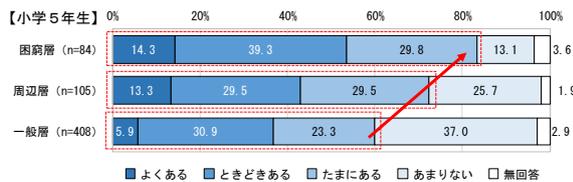
②教育に関する分析

生活困難層と一般層で教育に関してどのような傾向にあるのか分析した結果が以下のとおりとなります。生活困難層に近づくほど成績や進学についてネガティブな結果に近づく傾向にあり、また、ひとり親についても同じ傾向が見られます。

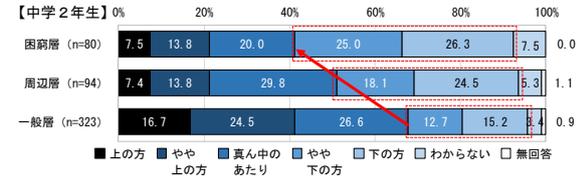
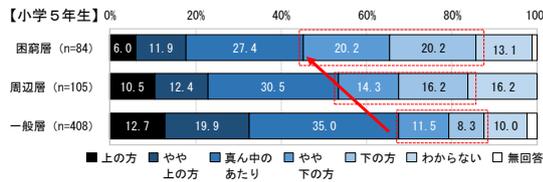
貧困の連鎖を断ち切るためには教育は重要な部分であり、学業への支援や進学への経済的支援について検討する必要があります。

ア、生活が困窮している世帯ほど、児童の授業の理解度が低くなる傾向が強い

■授業がわからないことがある【子ども用調査票】

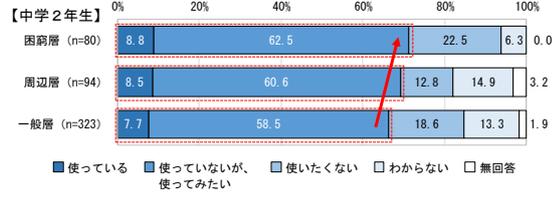
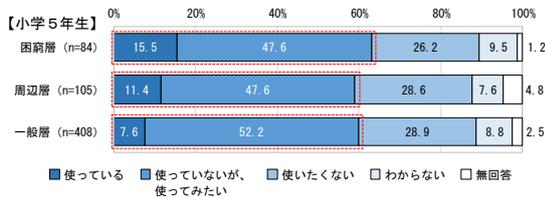


■自覚しているクラスの中での成績の順位【子ども用調査票】



イ、勉強を無料で教えてくれる場所は、生活の困窮度に関係なく、利用希望は半数以上

■勉強を無料で教えてくれる場所の利用希望【子ども用調査票】



ウ、生活が困窮している世帯ほど、希望通りに進学させられないと考えている傾向が強い

■子どもの進学に対する希望と現実【保護者用調査票】

困窮層	現実					
	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない
全体 (n=164)	4.3	57.9	18.9	9.1	0.0	8.5
中学まで (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
高校まで (n=47)	6.4	83.0	2.1	0.0	0.0	8.5
短大・高専・専門学校まで (n=50)	0.0	58.0	36.0	2.0	0.0	4.0
大学まで (n=50)	6.0	44.0	18.0	22.0	0.0	10.0
大学院まで (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
わからない (n=11)	9.1	36.4	27.3	0.0	0.0	27.3

周辺層	現実					
	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない
全体 (n=199)	1.5	40.7	23.1	25.1	1.0	6.5
中学まで (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校まで (n=45)	4.4	84.4	0.0	8.9	0.0	2.2
短大・高専・専門学校まで (n=54)	0.0	35.2	57.4	1.9	0.0	5.6
大学まで (n=85)	1.2	23.5	15.3	50.6	1.2	8.2
大学院まで (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
わからない (n=10)	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0

一般層	現実					
	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない
全体 (n=731)	0.1	17.2	19.3	49.8	4.1	7.5
中学まで (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校まで (n=79)	0.0	77.2	10.1	3.8	0.0	8.9
短大・高専・専門学校まで (n=138)	0.0	18.8	65.2	7.2	0.0	8.0
大学まで (n=440)	0.0	6.4	6.8	77.0	3.6	5.7
大学院まで (n=16)	0.0	0.0	0.0	12.5	81.3	6.3
わからない (n=41)	0.0	22.0	29.3	22.0	2.4	24.4

③生活に関する分析

生活困難層と一般層で生活に関してどのような傾向にあるのか分析した結果が以下のとおりとなります。

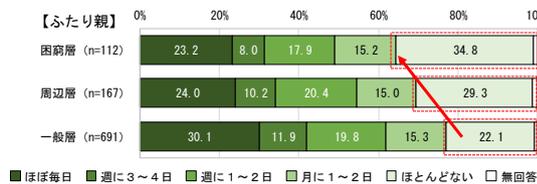
生活困難層に近づくほど親と子どもが一緒に過ごしたり、外出する等の機会も少なくなる傾向にあり、生活習慣の乱れも強くなる傾向にあります。また、ひとり親についても同じ傾向が見られます。

これら様々な要因により自己肯定感についても低くなる傾向が見られ、学校内での様々な体験への支援はもとより、家庭への経済的支援や生活への相談など幅広い支援について検討する必要があります。

また、支援体制についても周知方法について、約半数は支援制度について知らなかったと回答しており、情報の受け取り方についても年齢別で差が出るなど、情報発信の方法について検討する必要があります。

ア、子どもと一緒に過ごす時間について、困窮度が高い世帯ほど一緒に過ごせていない傾向が強い

■子どもの勉強をみる【保護者用調査票】

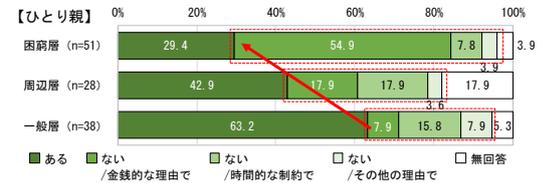
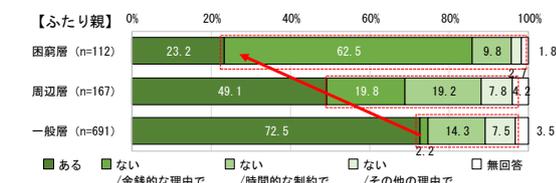


■子どもと室内で一緒に遊ぶ【保護者用調査票】

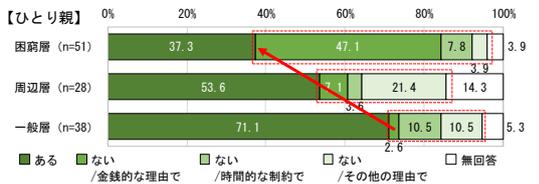
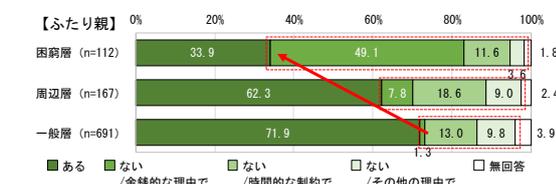


イ、生活が困窮している世帯ほど、家族との様々な体験が少ない傾向にある

■家族旅行に行く【保護者用調査票】

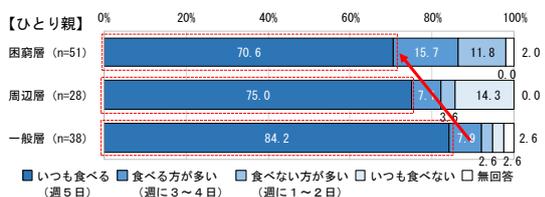
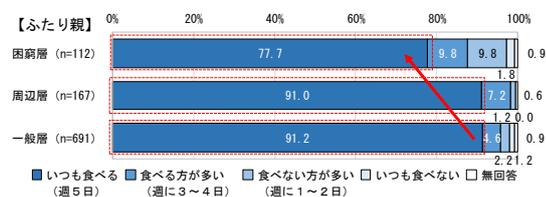


■遊園地やテーマパークに行く【保護者用調査票】



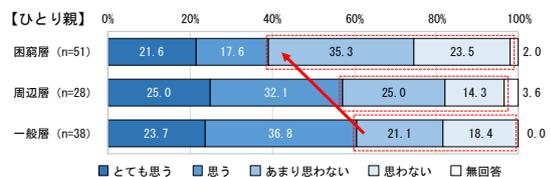
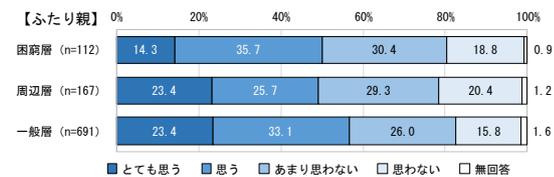
ウ、生活が困窮している世帯の子どもほど、生活習慣の乱れが強くなる傾向にある

■平日に毎日、朝ごはんを食べているか【子ども用調査票】

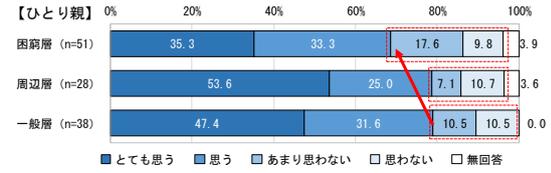
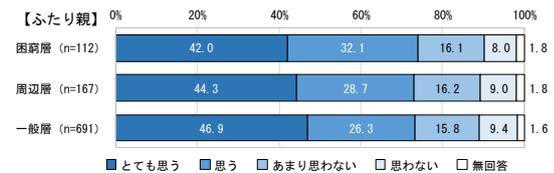


工、子どもの自己肯定は困窮度が増すと低くなる傾向がある

■自分のことが好きだ【子ども用調査票】

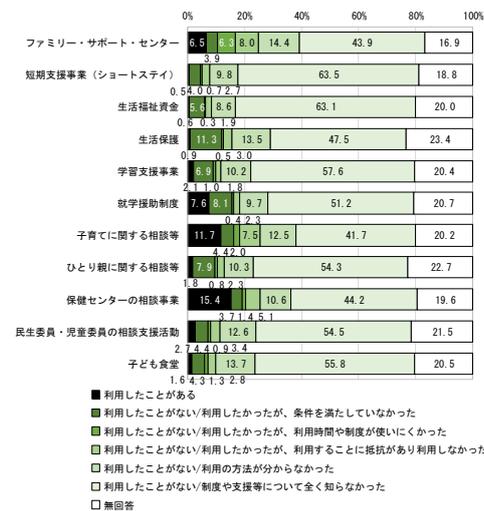


■自分の将来が楽しみだ【子ども用調査票】

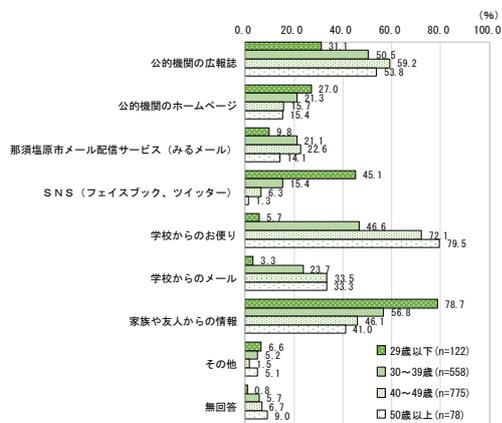


才、各種援助制度について知らない人が多く、周知方法に課題がある

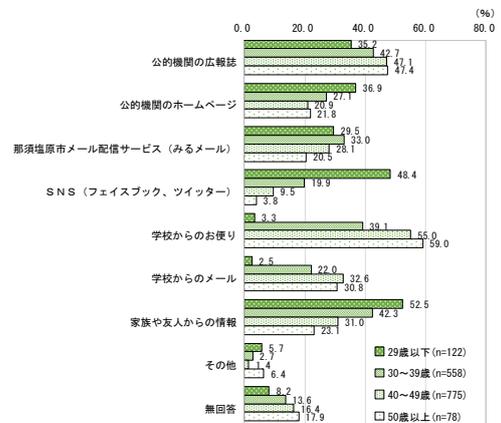
■各種制度の利用状況【保護者調査票】



■子育てに関する情報の現在の受け取り方【保護者調査票】



■子育てに関する情報の今後の受け取りたい方法【保護者調査票】



第
3
章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

※検討中

2 計画の基本的な目標

本計画は、それぞれの立場から、子どもの健やかな育ちと子育て環境の整備を考慮して、次の4つの基本的な目標に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本的な目標Ⅰ すべての子どもの人権を尊重する

子どもが権利の主体であり、その属性によって差別されないこと、その成長のために最善の利益を尊重されることをうたった「児童の権利に関する条約」、「那須塩原市子どもの権利条例」を遵守し、子どもの思いや願いに常に思いを馳せること、児童虐待などの権利侵害は未然に防ぐこと、貧困により将来への希望が奪われないよう、子どもの命の喜びを実感しながら成長していけるよう、子どもの人権を尊重する視点を重視して支援を行います。

基本的な目標Ⅱ すべての子どもと子育て家庭への支援

子ども・子育て支援は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

年齢や心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援の内容は異なることから、支援を受ける子どもや子育て家庭の視点に立った施策を展開し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、すべての子育て家庭を対象に次世代に繋がる支援を図ります。

基本的な目標Ⅲ 子育てにやさしい社会づくり

子どもの成長は家庭だけでなく地域社会の関わりも大きく影響するため、現在、希薄化していると言われている地域との関係を繋ぐことのできる社会の実現をめざし、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等の「地域の力」の効果的な活用により、家庭、学校、企業、行政等の社会全体の協働を働きかけ、地域の子育て家庭をみんなで支援できる体制を整えていけるよう取り組みます。

基本的な目標Ⅳ 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

現在、妊娠から出産を経て青年期に至る各ライフステージで、心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援は複雑で多岐に亘っています。

支援を必要とするときに必要な支援を行うことはもちろんの事、様々な問題に対して早期発見、早期支援が求められる今、すべての子どもや子育て家庭に対して、妊娠期からの切れ目ない支援を行い、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、支援を展開していきます。

3 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本的な目標を念頭に置きつつ、下記の8つの基本方針に基づいて施策を推進します。

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

子育ては、母親や父親などの保護者が一義的責任を持ちますが、地域の大人と一緒に子育てを行ってきた側面もあります。

しかし、近年の核家族化の進行や就労環境の変化といった社会環境の変化により、子育て環境は大きく変化し、地域との関係が薄れていったため相談相手がない等で孤立し、不安や負担感を持った親を生み出しています。

地域、企業、行政などが連携・協働して子育てについて関心と理解を深め、様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域で支える子育て支援を推進します。

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

虐待や発達支援の早期発見、早期対応に努めるために、関係機関や団体等の連携強化に向けた取組を推進し、困難な環境にあり支援が必要な家庭を支えるための支援体制を充実することで、安心して子育てでき、子どもが安心して健やかに成長していくことができる環境づくりを進めます。

基本方針3 母子保健事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子保健事業の充実に取り組むとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目ない支援対策の充実を図っていきます。

また、子どもの正しい生活習慣を乳幼児のうちから身に付けられるよう食育の推進や、思春期の子どもが自らのところとからだの健康を意識できるよう、学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実に努めます。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

少子高齢化が進み、女性や高齢者などの就労が進む中、短時間勤務や男性の育児休暇取得、子どもの看護休暇取得などの制度や様々な保育サービスを活用し、就労する子育て家庭でワークライフバランス（仕事と家庭の調和）が図れるよう、関係機関と協働し、企業への啓発や相談支援等を行っていきます。

基本方針5 教育環境の整備

劇的に変化を遂げる社会に的確かつ柔軟に対応し生き抜くために、未来を切り開く創造力と他者を思いやる想像力を育み、生涯にわたり自分らしく自立して生き抜くことができる人づくりを目指し、家庭、学校、地域が連携し、子どもの能力や可能性を伸ばす教育を目指します。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、家族が安心して安全に暮らすことができるように、関係機関や団体等と連携を図り、まち全体の取り組みとして、歩道の整備等のバリアフリーや防犯カメラ設置による防犯活動の強化により子どもの安全の確保を目指します。

また、公園の遊具整備や子育て世帯が外出時に便利な施設の周知などを行い、安心して外出できる環境も整えていきます。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

貧困の連鎖を食い止めるため、子育てや貧困の問題は地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的に実施し、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできるよう必要な環境の整備を図ります。

基本方針8 子どもの権利の保障

本計画に掲げられる基本理念やすべての基本方針の根幹として、子どもが安心して育つため、虐待、いじめ、体罰、貧困などの子どもの権利の侵害から守り、子どもの最善の利益を考慮し、成長及び発達に応じた支援を行い、かけがえのない子ども一人ひとりの権利を保障していきます。

4 計画の体系

基本理念



第4章 施策の展開

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

基本施策（1）教育・保育サービスの充実

現状と課題

- 待機児童について施設整備や認定こども園への移行により、その数は減少傾向にあるものの依然として毎年発生しており、今後も共働き家庭の増加などにより保育を必要とする子どもの数は増加すると考えられます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かい対応を行っていく必要があります。
- 保護者の就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、保育サービスの一層の充実が必要になっています。
- 少子化が進行しており、今後の推移を注視する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①保護者の生活実態を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援や孤立する子育て家庭への対応など、広く子どもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行います。
- ②教育・保育施設や幼稚園において、子どもの生涯にわたり生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- ③保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通常保育事業	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(9)】	保護者の就労等で、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。	保育課
休日保育事業	保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。	保育課
障害児保育事業	障害や発達の遅れがある児童の保育については、子ども・子育て総合センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。	保育課

事業名	事業・取組内容	所管課
病児・病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(10)】	病院や教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、病気の児童を看護師等が一時的に保育を行います。	保育課
待機児童解消事業	第2期保育園整備計画に基づく施策を推進し、待機児童の解消を図ります。	保育課 子育て支援課

基本施策（2）地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

○子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭を支援するため、身近な地域でそれぞれのニーズに応じた子育て支援サービスを利用できるよう、地域子ども・子育て支援事業を始めとする支援サービスの充実を図っていく必要があります。

施策の方向性・目標

○すべての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業を始めとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(1)】	子どもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課 健康増進課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	保育課 子ども・子育て総合センター
ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業(7)】	利用会員が、子どもを家庭で保育できない場合に、ファミリー・サポート・センターが仲介して、子育てのサポートができる人（サポート会員）を紹介します。また事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	保育課 子育て支援課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	保育課 子育て支援課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。	子ども・子育て総合センター
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業(8)】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かります。	保育課

事業名	事業・取組内容	所管課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	保育課
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【地域子ども・子育て支援事業(13)】	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。	保育課
認定こども園・幼稚園の特別保育事業	認定こども園・幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業（未就園児親子教室、特別支援サポート事業等）を行います。	保育課
子育て応援券事業	地域の子育て支援サービスの周知と利用が促進されるとともに、子育ての不安や負担感の軽減を図るため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券を出生時に交付します。	子育て支援課

基本施策（3）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

○子育てに関する業務を所管する部署が複数あるため、施策や内容が市民に伝わりにくく、支援のネットワークも広がりにくい状況となっています。

施策の方向性・目標

○子育て世帯に対し、分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がっていくよう支援していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子育てサロンマップの配布	子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口等で子育てサロンマップを配布します。	子ども・子育て総合センター

基本施策（４）子どもの健全育成

現状と課題

- 就労形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、放課後等に子どもが安全な場所で安心して過ごすことができるための取組の充実が求められています。
- 放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部など、総合的な放課後児童対策の推進に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後児童対策の推進を図ります。
- ②放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】 《再掲》	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	保育課
地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
那須塩原市青少年育成 市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	生涯学習課

基本施策（５）地域における人材育成

現状と課題

○急激な教育・保育ニーズの高まりから保育士の不足が生じており、それによる保育の質の低下が懸念されています。

施策の方向性・目標

①保育士などの人材確保

- ・質の高い人材を安定的に確保するため、保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士などの就職を支援します。
- ・保育士を養成する大学などの機関で、学生への就職支援相談会を実施します。

②教育・保育の質の向上

- ・教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
保育士確保事業	保育士資格を有するが就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）の保育職場への復帰を支援する研修（座学研修・保育実習・就職支援）を実施します。	保育課
保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学等で、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。	保育課
保育の質の向上のための研修事業	教育・保育施設等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。	保育課
子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	子育て支援課

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本施策（1）子どもの虐待防止と救済

現状と課題

○子どもに関する相談は数多く寄せられており、特に児童虐待に対する相談件数は近年の報道等による認知度の上昇により、年々増加しています。また、個々の相談の内容も複雑化、深刻化しているものも多く、長期の支援が必要となる傾向にあります。

施策の方向性・目標

子ども家庭総合支援拠点の設置を予定。子ども・子育て総合センターを中心に以下のとおり取り組み、虐待防止を推進します。

①専門職雇用等による相談体制の強化

- ・子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し適切な支援を行っていくため、子ども・子育て総合センターを早期に「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、相談体制など総合的な充実強化を図ります。
- ・様々な相談に対応するため児童福祉司や児童心理司など専門職の配置等を検討します。

②虐待発生の予防、早期発見、早期対応

- ・虐待の早期発見が可能な、保健センターや医療機関、教育・保育施設や幼稚園などと相互理解を深め、これまで以上に連携しながら予防や早期発見、早期対応に努めます。

③児童相談所や警察等、関係機関との連携強化

- ・児童相談所をはじめ福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の検討・協議を行い、お互いに連携しながらきめ細かな支援を行います。
- ・地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り支援するためのネットワークの構築に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、児童家庭相談スーパーバイザー等を配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども・子育て総合センター
子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会） 【地域子ども・子育て支援事業(5-2)】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを行うため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(5-1)】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども・子育て総合センター 健康増進課
乳幼児訪問指導の充実 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問等による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課

基本施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- ひとり親は子育て・生計などを一人で担うため、より一層子育ての心理的負担が大きく、社会的に孤立しがちとなっており、積極的な情報提供による周知や相談体制の充実が求められています。
- 就労しているひとり親は多いものの、雇用形態はパートや派遣社員で収入が不十分な家庭が多く、貧困に陥りがちであるため、経済的支援も求められています。また、よりよい就業に繋げるための技能・資格取得の支援や学び直しの支援も重要となっています。
- 面会交流や養育費に対する認知が足りないことにより、取り決めを行っている家庭はまだまだ少ない現状にあります。また、取り決めを行っていても、約束どおりに養育費を受け取れないケースが後を絶ちません。

施策の方向性・目標

ひとり親家庭が抱える様々な問題について、母子・父子自立支援員などによる面談・相談を行い、きめ細かな対応をするとともに、経済的問題を抱える家庭も多いことから、貧困に陥らないよう教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について関係機関と連携して取り組みます。

①ひとり親に対する相談体制の充実

子ども・子育て総合センターにおける相談体制の充実を図るとともに、ハローワークや社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化します。

②ひとり親への生活支援

生活を安定させるために就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

③ひとり親への経済的支援

経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや医療費の助成を行い、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。

④子どもの面会交流・養育費の周知

子どもの利益を最優先する観点から、養育費の確保や面会交流の必要性についての啓発を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し相談業務を行っています。相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。	子ども・子育て総合センター
ひとり親パンフレットの発行	ひとり親の各種支援制度を分かりやすくまとめたガイドブックを発行します。	子ども・子育て総合センター
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し支援に役立てます。	子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の自立に繋がる資格や技能を身に付けるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。	子ども・子育て総合センター
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立に繋がる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。	子ども・子育て総合センター
児童手当	安定した子育てのため、15歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
面会交流・養育費に関する周知事業	<ul style="list-style-type: none"> 面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図ります。 	子ども・子育て総合センター
住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	社会福祉課 子ども・子育て総合センター
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	子ども・子育て総合センター
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。	保育課

基本施策（3）支援児施策の充実

現状と課題

- 発達に係る相談件数や障害児通園施設の利用件数は増加しており、継続的な支援が求められます。また、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者福祉手帳等の既存の支援施策も含め包括的な支援も必要です。
- これらの子どもや家族が地域で生活を営んでいくうえで、支援を必要とした時にはライフステージに沿った、切れ目のない支援の継続が重要であり、福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要とされています。
- また、発達障害や医療的ケアの必要な方など、子どもの障害の状態に応じて必要とされる支援は多岐にわたります。個々に応じた適切な支援を提供するためには、保健・福祉・保育・教育・医療・就労などの関係機関が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。
- 加えて、今後の社会生活を送るうえでの様々な困難を軽減させるためには早期の発見、早期の支援が重要になってくるため、そのための体制の充実が必要となります。
- 様々な障害や発達上の特性は、家族を含め周囲からの理解が得られないことが多く、二次障害に繋がるなど、社会生活において様々な困難が生じる恐れがあることから、これらの障害に対する周知啓発も必要です。

施策の方向性・目標

①早期の対応への仕組みづくり

- ・医療機関や乳幼児健康診査などの受診時や、教育・保育施設、放課後児童クラブへの巡回などの機会を通じ、子ども・子育て総合センターや健康増進課、保育課、社会福祉課、教育委員会などの関係機関が連携し、保護者が子どもの障害や発達上の特性などの”課題に気づいた”段階から、家族も含めた支援に取り組み、早期発見に努めます。

②意識づくりと適切な関わり

- ・様々な障害への理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。また、発達に支援が必要な子どもとその家族に対し、発達支援システムを活用し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、一人ひとりの特性に応じた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し環境を整え、さらに適切な支援を切れ目なくつないでいくことにより、子どもの社会参加や自立が可能となることを目指します。

③関係機関の連携・支援

- ・専門家や事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

④地域で支え合う支援基盤の充実

- ・障害の重度・重複化や発達障害の診断増加に対応するため、障害の種別にかかわらず身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、医療機関を始め、教育・保育施設や放課後児童クラブ、障害児の通園施設などでの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。

⑤医療的ケア児の支援充実の検討

- ・医療的ケア児の教育・保育施設や障害児通園施設での受け入れ態勢について検討します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
支援体制の構築	発達支援体制の充実を図るため、関係各課や関係団体との協議を行います。	子ども・子育て総合センター
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課
乳幼児健康相談	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	健康増進課
年長児巡回相談	市内の教育・保育施設や幼稚園の年長児クラスを訪問し、発達について相談や支援を行います。	子ども・子育て総合センター
就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。	学校教育課
発達支援システム	出生から 20 歳までの発達に支援が必要な子どもと保護者に対して切れ目ない一貫したつなぐ支援のため、関係各課での情報共有のため発達支援システムでの支援を実施します。	子ども・子育て総合センター
多職種協働による 相談支援事業	心理職や保健師、保育士、教員等で構成する多職種協働チームによる相談支援により、園や学校の支援の充実を図ります。	子ども・子育て総合センター
放課後児童クラブ 巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスを行います。	保育課
教育・保育施設に おける障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、公立保育園では保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。	保育課
児童クラブにおける 障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童を受け入れる場合、その児童に対する支援員の人件費の基準により民設放課後児童クラブに補助します。	保育課
障害福祉サービス (障害児)	障害のある子どもや家族の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所等の支援をします。	社会福祉課
医療的ケア児短期 入所受入促進事業	短期入所事業所の医療的ケア児の受入に要する経費の一部を助成します。	社会福祉課
障害児通所支援	障害のある子どもや、発育・発達に支援を必要とする子どもを対象に、日常生活における動作指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援をします。	社会福祉課 子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳や療育手帳を持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
特別児童扶養手当等	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母等または児童に手当の支給を行います。	社会福祉課
補装具の給付 (者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの補装具を給付します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	軽度又は中等度の難聴の子どもの補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課
日常生活用具の給付 (者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする子どもの日常生活に必要な用具を給付します。	社会福祉課

基本施策（４）子どもの居場所づくり

現状と課題

○子どもを取り巻く様々な問題により「居場所」を持てなくなってしまう子どもが孤立感を深めないよう、「居場所」が確保できない事により身体的にも心理的にもダメージを受けないよう、家庭、行政、地域が連携して子どもの居場所を確保する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、子どもの居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行います。
- ②不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すため支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
要支援児童放課後応援事業	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子ども・子育て総合センター
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
不登校児童・生徒の 居場所づくり（サポート）	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。 ・不登校児童生徒に対し、宿泊体験を始めとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。 	学校教育課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】 《再掲》	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。	子ども・子育て総合センター

基本方針3 母子保健事業の充実

基本施策（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない支援体制の充実

現状と課題

- ニーズ調査では子育てについて「楽しい」と答えた親の割合が一番多いものの、「不安・負担を感じる」や「不安・負担をやや感じる」と答えた親の割合も約16%います。安心して子どもを産み育てるためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援が必要となっており、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援の充実が求められています。
- 望ましい生活習慣の獲得など健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。

施策の方向性・目標

- ①母親と子どもの心身の健康を守るため、子育て世代包括支援センターの役割を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ②妊娠・出産期については、産科医療機関などと連携し、支援が必要な妊産婦に対して妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。また、妊婦と胎児の健康管理、疾病や異常の早期発見や産後うつ予防などのため、医療機関などで行う妊産婦健康診査の費用を助成します。
- ③出産後については、産婦健康診査、産後ケア、新生児・産婦訪問指導、すべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業など、育児不安が強い産後早期の支援を行います。
- ④その後は乳幼児の心身の健やかな成長と障害や虐待の早期発見などのため、乳幼児健康診査や健康相談を通じ支援が必要な母親を把握し、保健師による保健指導や家庭訪問などを行うとともに、子ども・子育て総合センターや社会福祉課、医療機関、母子保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員などの関係機関と連携し、きめ細かな支援を行います。
- ⑤母親学級や乳幼児健康診査、健康相談など、様々な機会を捉えて、保健師・栄養士・心理相談員・作業療法士・歯科衛生士などの専門職による健康教育・相談等を実施します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子育て世代包括支援センター	保健センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。	健康増進課
妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目ない支援を行います。	健康増進課

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費に係る保険診療の自己負担分の費用について助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。	健康増進課
先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成します。	健康増進課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課
乳幼児健康相談 《再掲》	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 ・生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います（乳幼児全戸訪問事業）。 	健康増進課
学校における歯科疾患予防 推進事業	小学1年生～6年生を対象に、各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。	健康増進課
フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。	健康増進課

基本施策（2）学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

現状と課題

- 10代の自殺、性行動の問題、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもりなど、思春期における問題は多様化かつ深刻化してきていますが、思春期は身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、これらの体や心の問題が将来に重大な影響を及ぼすため、思春期から正しい知識の普及啓発を行う必要があります。
- さらに成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ多感な時期であり、保護者をはじめ周囲の人たちが思春期の特性を十分に理解して子どもと接することが重要で、学校・家庭・地域の関係機関が一体となって対応していく必要があります。

施策の方向性・目標

- 思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	健康増進課

基本施策（3）食育の推進

現状と課題

- 朝食欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーなどが子どもの食生活上の課題となっています。また、これらは子どもと食事を共にする親への支援も含めて重要となっています。
- 食材の地産地消、食文化の継承など地域全体での食育も重要性を帯びてきています。
- 食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成は子どもの健全育成の重要な一部分であることから、ライフステージを通して、食に関する学習の機会や食に関する体験活動などの情報提供を積極的に進めることが必要です。

施策の方向性・目標

- 食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達段階に応じた学習や情報提供を行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
健診等での食に関する情報提供	各種健診や母子保健推進員、食生活改善推進員らの活動の際に、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	健康増進課
学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）の充実を図ります。併せて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。	教務総務課
学校農園の開設	小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。	農務畜産課

基本施策（４）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

現状と課題

- 就業構造の変化や家族構成の変化、女性の社会進出により、子育てを行う環境は大きく変化し、子育てで家庭の負担感が大きくなっています。ニーズ調査でも「周囲に相談できない」と回答する家庭が見られ、家族機能の弱体化や地域の子育て力の低下による育児不安と孤立化は、虐待などの様々な問題を引き起こす原因となりかねません。
- 問題の早期発見や重篤化を防ぐためにも、出会いの場や人とつながりやすい社会を作っていき、子育ての負担感を減少させ、また、子育てと就労の両立支援のためにも、地域に相談できたり、助け合いができる人や場所を提供し、ネットワーク化できるような環境づくりが必要です。

施策の方向性・目標

- 地域で孤立する親がいた場合に手を差し伸べられるよう、地域を良く知る民生委員・児童委員、主任児童委員や母子保健推進員・食生活改善推進員など既にある地域の力を借りつつ、新たな地域の力も活用できるよう、様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てて行ける地域づくりを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
母子保健推進員・食生活改善推進員	地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	健康増進課
民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 子育て支援課
家庭教育オピニオンリーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け、子育てをサポートします。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン)《再掲》 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 保育課
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図る事業です。	生涯学習課

基本施策（５）小児医療等の充実

現状と課題

○小児医療等を利用できる体制の充実は次の世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、また、子どもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、県や近隣の市町及び関係機関等と連携し小児医療等の充実・確保に取り組むことが重要となっています。

施策の方向性・目標

①小児医療体制の充実

- ・小児医療体制は、安心して子どもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整理に取り組みます。

②周産期医療

- ・妊産婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図ります。
- ・県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでおり、低体重出生児の届出の受理、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めます。

③子どもの医療費の助成

- ・子どもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援のため、18歳（高校3年生）までの子どもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。

④予防接種への助成

- ・予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない任意予防接種については、国の定期予防接種の動向を見ながら市単独の予防接種費助成事業を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心して子どもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。	健康増進課
妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業（3）】	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課
産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課

事業名	事業・取組内容	所管課
未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援を行います。	健康増進課
こども医療費助成	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分について助成します。	子育て支援課
自立支援（育成医療）	障害のある子どもの身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対する費用の一部を助成します。	社会福祉課
予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防したり、かかった場合の重症化予防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。	健康増進課
任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。	健康増進課
骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。	健康増進課

基本施策（6）不妊治療対策

現状と課題

- 不妊治療は保険診療適用外のものが多く、高額な治療費がかかります。
- 子どもを望む夫婦が、高額な治療費を理由に不妊治療が受けられないことがないように、現行制度の維持と不妊治療費助成制度の周知を図る必要があります。

施策の方向性・目標

- 不妊治療費助成制度の周知と不妊治療費助成を引き続き行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
不妊治療費助成事業	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。	健康増進課

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策（1）仕事と子育ての両立支援の推進

現状と課題

- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後更に、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。

施策の方向性・目標

- ①企業における両立支援やワークライフバランスへの理解促進
 - ・男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、事業所内保育事業所や企業主導型保育事業所の周知、育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件を改善し、子育てしやすい職場環境について、国、県等と連動し事業者等への要請を図ります。
- ②地域における両立支援やワークライフバランスへの意識高揚
 - ・仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していきます。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図ります。
- ③家庭における両立支援やワークライフバランスへの意識啓発
 - ・仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージで夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための父親参加の促進や、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	商工観光課
男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画社会の実現を目指して男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む事業者を表彰します。	市民協働推進課
子育て支援を推進している企業の表彰制度	従業員や地域の子育て支援に積極的に取り組む事業者を表彰します。	子育て支援課
男女共同参画広報誌「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため広報誌「みいな」を発行します。	市民協働推進課

事業名	事業・取組内容	所管課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。	市民協働推進課
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画セミナーを定期的で開催します。	市民協働推進課
男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的の実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。	市民協働推進課
女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動ができるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。	市民協働推進課
父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識の更なる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座で啓発事業を行います。	健康増進課 生涯学習課
父子手帳の発行	母子健康手帳の交付に合わせ父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。	健康増進課

基本方針5 教育環境の整備

基本施策（1）次代の親の育成

現状と課題

○異なる年代の人や外国人など自分と異なる人との交流、普段の生活では体験できない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長に繋がる様々な経験を、多くの子どもが獲得できるような体制の構築が求められています。

施策の方向性・目標

○様々な体験を通じて子どもが成長できる体制を整え、将来の親となるべき知識と経験を獲得することを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るため、マイチャレンジ等の積極的な受入れを行います。	保育課
中学生海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市のオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。	学校教育課
思春期保健事業 《再掲》	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	健康増進課
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
青少年リーダー育成支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業を実施するとともに、子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	生涯学習課

基本施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

現状と課題

- 本市では、「未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり」を基本理念として掲げ、各施策に取り組んでいます。
- また、本市の学校教育では、主体的・協働的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指し、その実現に向け『人づくり教育』を推進しています。
- 少子化により児童生徒数が減少傾向にあることから、引き続き学校規模の適正化に取り組み、より一層効率的な運営が求められています。
- 国際化が進展する社会の中で、国際感覚とコミュニケーション力を持った人材を育成するため、現在、本市が積極的に推進している英語教育の充実が求められています。

施策の方向性・目標

①確かな学力の向上

- ・子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。
- ・豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進します。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行います。
- ・いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図ります。

③健やかな体の育成

- ・子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させます。
- ・子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実に努めます。
- ・子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。

④小学校・認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実

- ・認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものより良い成長を支援します。
- ・現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、認定こども園・幼稚園・保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、認定こども園・幼稚園・保育園及び学校が地域的な交流を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
なすしおばら学び創造プロジェクトの実施	変化の激しい新しい時代を生き抜くために必要な思考力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指した授業づくりを推進し、教員の授業力向上を図ります。	学校教育課
A L T (外国語指導助手)の全校常駐配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にA L Tを配置しています。	学校教育課
I C T (情報通信技術)を活用した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力の養成のため、I C Tを活用した授業や学習環境を整備します。	学校教育課
中学生海外交流事業《再掲》	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市のオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。	学校教育課
ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小・中・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の認定こども園、幼稚園、保育園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	学校教育課
小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものより良い成長を支援できるよう、地域的な交流を進めます。	学校教育課

基本施策（3）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用が増加するに伴い、夕方まで保護者が不在の家庭が年々増加しています。
- 地域の活動に参画・協力する保護者や、子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 次代を担う子どもが希望をもって明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となってすべての子どもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。

施策の方向性・目標

- ①家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるもので、家庭教育の充実、次代を担う子どもの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。
- ②核家族化や少子化が進む今、子どもが安全に、そして健やかに成長していくためには、親の孤立化を防ぐことも重要であり、親どうしの交流や地域住民とのコミュニティの構築など、様々な人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	保育課 生涯学習課 健康増進課
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】 《再掲》	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子ども・子育て総合センター 保育課

基本施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

○青少年による非行や犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、SNSの発展によるネットいじめや個人情報の流失など、子どもがネット犯罪の加害者又は被害者になるといった新たな問題が生じています。

○次代を担う青少年が夢と希望を抱き健やかで明るく育つためには、学校、家庭、地域が連携を図り、関係機関が一体となって子どもを取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止活動に取り組んで行く必要があります。

施策の方向性・目標

①一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進します。

②SNSでのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、児童生徒や保護者向けに講演会等を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け推進します。	学校教育課
環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動の実施や立入調査を実施します。	生涯学習課

基本施策（5）いじめ・体罰防止と救済

現状と課題

○市では学校での取組や社会の認知度が進んだこともあり、いじめの相談や件数は増加傾向にあります。

○いじめ防止対策推進法に基づき、国の基本方針を参酌しながら、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒に関わるいじめ対策を中心に、いじめ防止基本方針を策定しています。また、市子どもの権利条例でもいじめからの救済を定めています。

○いじめを包括的かつ多面的に防止するため、関係機関で構成されるいじめ問題対策連携協議会を設置しています。また、いじめが発生した場合は速やかにいじめ問題対策委員会を開催し対応しています。また、いじめ問題再調査委員会も組織しており、対策に万全を期しています。

施策の方向性・目標

①いじめの防止・早期発見

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・いじめの防止等のために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるように努めます。また、最近ではインターネットによるいじめもありますが、学校や家庭の目が行き届かない場合もあるため、県教育委員会や警察等関係機関と連携して実態把握に努め、家庭や子どもへ資料の配付や情報モラル教育を実施したりするなど必要な啓発活動を行います。
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図ります。また、各学校が定期的なアンケートや個人面談等で把握したいじめに関する情報について定期的に聞き取り調査を行い、いじめが発生した場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を各学校へ派遣し、又は配置できるよう必要な措置を講じます。

②いじめへの対応

- ・学校からいじめの報告があった場合には、速やかに調査等、事実の把握を行い、いじめを受けた児童生徒へのケア及びいじめを行った児童生徒への指導等も実施します。それらの実施に当たり、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒へのフォローはもちろんの事、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置も講じます。
- ・学校が行ういじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、場合によっては通報することが必要なものが含まれることもあるため、早期に警察と連携した対応を取れるよう体制を構築します。

③学校評価、学校運営改善の実施

- ・いじめ防止対策の学校の体制の評価として学校評価等を活用します。
- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援しま

す。

- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度等の活用により、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内に相談窓口を設置、相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施	いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行います。	学校教育課
学校評議員会の設置運営及び学校評価の実施	学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図る学校運営のため、学校評議員会を各小・中・義務教育学校に設置し、信頼される学校づくりの一環として学校の教育活動などの状況を自己評価及び外部評価を行い公表します。	学校教育課
いじめ対策の体制の整備	学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うための組織を設置します。	学校教育課
いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。	子育て支援課

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（1）安心して外出できる環境の整備

現状と課題

○ニーズ調査で、「子育て支援で効果が高いと考えるものや充実を期待すること」では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が最も高く、また、「親子が安心して集まれる場所」への回答も多く、妊産婦や子ども、子育て家庭等が安心して外出できる環境づくりが求められています。

施策の方向性・目標

○妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え、既存の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、また、外出した際におむつ替えや授乳できるスペース、子どもと一緒に外出できるような施設の周知を図り、妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え、子どもを健やかに安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー推進に向けた取組を推進します。	道路課
都市公園の遊具の整備	市内の都市公園の遊具について、計画的に修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えていきます。	都市整備課
赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽の外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページ等でお知らせします。	子育て支援課
移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースを確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。	子育て支援課

基本施策（２）子どもの安全の確保

現状と課題

○子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故などから守り、安心して健やかに育つことができる環境づくりのため、教育・保育施設、学校、自治会、自主組織など地域ぐるみの安全確保が重要となっています。

○最近では、子どもがインターネット上でのSNSや掲示板による、トラブルや犯罪に巻き込まれることもあり、また、安易に危険な情報にアクセスできる環境にあり、子どもの安全確保の面でも憂慮すべき問題となっています。

施策の方向性・目標

○子どもや保護者に対する防犯教室や交通安全教室を引き続き実施し、また、地域での取組としてこどもを守る家や自主防犯組織との連携等、地域全体での子どもを見守っていく環境を構築します。また、インターネット等の適正な利用についても啓発を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法等、緊急避難場所の利用方法等の指導に努めます。	教育総務課
こどもを守る家	子どもが緊急時に駆け込める「こどもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「こどもを守る家」にはステッカーを標示、子どもへは各学校で登下校指導などの説明をします。	生活課 学校教育課 生涯学習課
防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、新 1 年生に防犯ブザーを配布します。	教育総務課
防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会等へ設置費等の助成を行います。	生活課
防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会へ設置費等の助成を行います。	生活課
那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> 通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 3年に1回、関係機関と一緒に現地調査を行います。 	学校教育課
自主防犯団体への必要物品購入経費補助	犯罪のない安心・安全なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用の一部を助成します。	生活課
防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。	生活課

事業名	事業・取組内容	所管課
交通安全教室の開催	交通教育指導員が小学校、義務教育学校、教育・保育施設等で、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。	生活課
おさんぽルートの把握・危険個所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険個所の点検を行います。	保育課
情報モラル教育の推進《再掲》	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け推進します。	学校教育課

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

基本施策（1）子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査により、生活が困窮している世帯ほど、子どもの授業の理解度が低くなる傾向にあることが分かりました。また、生活が困窮している世帯ほど、自己肯定感が低くなる傾向にあります。
- 子どもの進学についても、生活が困窮するほど希望どおりに進学させられないと考える親が増える傾向にあります。
- 親との外出や旅行なども生活が困窮すると少なくなる傾向にあり、精神面の成長に必要な様々な経験を得られるよう支援も必要です。

施策の方向性・目標

- ①スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域社会との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとします。
- ②高校中退の決断に至る以前に学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを行います。
- ③子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を実施します。
- ④家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学資金等が必要な世帯にも活用されるよう周知を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。	学校教育課
社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課
要支援児童放課後応援事業《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
生活困窮者世帯学習支援	学力の確保ができるように、生活保護、準要保護世帯の小学生 4 年生から高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います。	社会福祉課
ふるさとアーティスト派遣事業《再掲》	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ《再掲》	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園芸術家派遣事業《再掲》	豊かな感性を育むのため、認定こども園・幼稚園・保育園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
就学援助制度	経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給し援助を行います。	学校教育課
奨学資金貸付・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学に就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸し付け、又は、給付し、広く人材を育成します。	教育総務課

基本施策（２）生活の安定のための支援

現状と課題

○子育て世帯生活実態調査では、生活に困窮している世帯ほど子どもの生活習慣の乱れが強くなる傾向にあり、子どもの自己肯定感が低くなる傾向や、子どもの生活の不安定さに繋がりがねない状況が見られます。

○子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

施策の方向性・目標

①妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業等の母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期の把握に努め支援を行います。

②様々な事情を抱える子どもが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦支援事業 《再掲》	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目ない支援を行います。	健康増進課
妊産婦医療費助成制度 《再掲》	妊産婦の医療費の保険診療の自己負担分の費用を助成します。	子育て支援課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(4)】 《再掲》	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います。（乳幼児全戸訪問児童） 	健康増進課
養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(5-1)】 《再掲》	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども・子育て総合センター 健康増進課
こども医療費助成 《再掲》	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親医療費助成 《再掲》	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】 《再掲》	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	保育課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業《再掲》	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸付けを行います。	子ども・子育て総合センター
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免《再掲》	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免《再掲》	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。	保育課
児童手当《再掲》	安定した子育てのため、15歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当《再掲》	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
住宅支援《再掲》	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	社会福祉課 子ども・子育て総合センター
要支援児童放課後応援事業 《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子ども・子育て総合センター
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
市内で実施している子ども食堂の情報提供	市内で実施している子ども食堂について、市のホームページ等で情報提供を行います。	子育て支援課

基本施策（3）保護者の自立に向けた支援

現状と課題

○子育て世帯生活実態調査で、低所得のいわゆる相対的貧困は約15%となっていますが、安定した収入のためには資格の獲得も含め、様々な就労支援が求められています。

○ひとり親については収入が低い世帯も多く、収入の増大のために資格獲得等の支援を行う必要があります。

○ひとり親の養育費について確保している世帯は少なく、安定した生活のために支援が必要です。

施策の方向性・目標

①単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう支援します。

②家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせ実施します。

③ひとり親に対し、個々の事情を考慮した就労支援を行います。

④ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための情報提供・相談支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実《再掲》	母子・父子自立支援員兼婦人相談員を配置し相談業務を行い、相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。	子ども・子育て総合センター
母子父子自立支援プログラム策定事業《再掲》	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、支援に役立てます。	子ども・子育て総合センター
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業《再掲》	ひとり親の自立に繋がる資格や技能を身につけるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。	子ども・子育て総合センター
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業《再掲》	ひとり親の自立に繋がる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。	子ども・子育て総合センター
母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。	子ども・子育て総合センター
家事支援事業	生活環境改善が必要と認められた家庭に対し、家事支援を行います。	子ども・子育て総合センター

基本施策（４）支援が必要な家庭を支える体制づくり

現状と課題

○子育て世帯生活実態調査では、各種支援施策で約50%が制度を認知していない状態であり、今後の制度周知についても課題が見られました。

○子育てサロンや子ども食堂等の地域での支援は、ポピュレーションアプローチ*の観点からも有効であり、こういった活動を行うNPO等の関係団体との連携強化が重要となってきます。

○生活が困窮する世帯ほど子どもの自己肯定感が低くなる傾向が強くなりますが、悩みを抱えても相談できない状況にならないよう、身近な場所での早期の相談体制を整えることが重要です。

※ポピュレーションアプローチ…生活環境等に関わらず全員に対してアプローチすることで少しずつリスクを軽減させ全体を良い方向にシフトさせていくこと。

施策の方向性・目標

- ①親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期を経て、学校を卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築を行います。
- ②子どものライフステージに応じて、切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
庁内連携体制の強化	子どもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議等により情報共有を行い施策の展開を図ります。	子育て支援課
子育て支援を行っている団体やNPOとの連携強化	子どもの貧困対策のためには地域の力が必要であることから、取組を行っているNPO等との連携強化を行い、更なる施策の展開に繋がります。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援（再掲）	早期かつ適正に対応するため、教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを配置して相談・支援を行います。	学校教育課

基本方針8 子どもの権利の保障

基本施策（1）子どもの権利侵害からの救済

現状と課題

〇いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利を侵害するような事案の発生は社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しており、発生した場合には早期に権利救済へ動くことが必要であり、早期発見のための体制づくりや相談体制の充実が今後も必要です。

施策の方向性・目標

〇いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利の侵害が起こった場合に速やかに各機関での相談や支援を実施できるよう体制を構築し、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最善の利益を確保します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、児童家庭相談スーパーバイザー等を配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども・子育て総合センター
いじめに対する通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内及び児童生徒サポートセンター内に相談窓口を設置し、また、相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施《再掲》	いじめを受けた児童、いじめを行った児童への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、相談支援を行います。	学校教育課

基本施策（２）子どもの権利に関する啓発活動

現状と課題

○平成 6(1994)年度に「児童の権利に関する条約」を国が批准し、平成 26(2014)年度には当市で子どもの権利条例を定めました。また、平成 28(2016)年度には児童福祉法が改正され第 1 条で児童の権利保障について謳われています。こうした児童の権利への認知度の向上により、いじめや虐待、体罰など、子どもの権利を侵害するような事案への相談は市民へ浸透してきたものの、子どもの最善の利益という理念への理解のため、更なる周知が必要です。

施策の方向性・目標

○どのようなことが子どもの権利の侵害に繋がるのかを子どもを育てる関係者へ周知し、子どもの権利についての更なる理解を深めるため、様々な機会を利用して子どもの権利条例の周知を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
制度の周知	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。	子育て支援課
子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招き、講演会を開催します。	子育て支援課
子どもの権利に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> 子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。 	子育て支援課 学校教育課

第5章

子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援事業計画に実施記載が求められている事業

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法の基本指針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

①必須記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

②任意記載事項

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
5. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
6. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
7. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は以下のとおりです。

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
施設型給付	(1) 利用者支援事業
幼稚園	(2) 地域子育て支援拠点事業
認定こども園	(3) 妊婦健康診査
保育園	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
地域型保育給付	(5) -1 養育支援訪問事業
小規模保育	(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)
家庭的保育	(6) 子育て短期支援事業
居宅訪問型保育	(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
事業所内保育	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準にもとづいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、2号認定、3号認定を受けます。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としない子どもです。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	認定こども園（教育利用）・幼稚園※
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園 小規模保育事業、家庭的保育事業

※施設型給付の対象となる施設として確認を受けた幼稚園

2 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域をひとつの区域として設定します。なお、実際の運用に当たっては、それぞれの地域バランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆平成31(2019)年4月1日の1号認定は941人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で601人と現在の利用よりも下回っています。

確保の内容

- ◆1号認定についてはニーズ量を確保できているため、必要量を継続して確保しつつ、余剰定員については2号認定へ変更し対応していきます。

(単位：人)

1号 教育認定 3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1号認定及び教育 ニーズの2号認定(A)	697	667	630	611	601
	広域受託(B)	175	175	175	175	175
	広域委託(C)	140	140	140	140	140
	(A+B) - (C)	732	702	665	646	636
② 確保方策	教育・保育施設	835	835	835	835	835
	新制度に移行しない 幼稚園 ^{※1} ^{※2}	280	280	280	280	280
②-①		383	413	450	469	479

※1 幼稚園で行っている一時預かりも含む

※2 施設型給付の対象となる施設として確認を受けていない幼稚園

(2) 2号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆平成30(2019)年4月1日の2号認定は1,846人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で1,930人と現在の利用よりも上回っています。

確保の内容

- ◆幼児教育・保育の無償化により利用の増加が見込まれますが、1号認定と2号認定の利用定員を合わせると、今後の人口予測の児童数と同数以上の定員となるため、基本的には1号認定の余剰定員を2号認定へ変更し対応していきます。

(単位：人)

2号 保育認定 3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2号認定(A)	2,207	2,125	2,019	1,950	1,930
	広域受託(B)	95	95	95	95	95
	広域委託(C)	35	35	35	35	35
	(A+B) - (C)	2,267	2,185	2,079	2,010	1,990
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	2180	2,180	2,230	2,246	2,246
	地域型保育事業所					
	その他*	17	0	0	0	0
②-①		▲70	▲5	151	236	256

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

(3) 3号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆平成31(2019)年4月1日の3号認定は1,115人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で1,594人と現在の利用よりも上回っています。

確保の内容

- ◆不足する0歳児を中心にニーズへ応えるため、地域型保育事業所の設置を中心に整備を行います。
- ◆整備で間に合わない部分については、少子化による年少人口の減少も鑑み、既存施設の定員拡大による対応も行います。

(単位：人)

3号 保育認定 0歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定(A)	330	327	332	317	313
	広域受託(B)	6	6	6	6	6
	広域委託(C)	11	11	11	11	11
	(A+B)-(C)	325	322	327	312	308
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	233	223	242	244	244
	地域型保育事業所	37	49	43	49	49
	その他*	7	0	0	0	0
②-①		▲48	▲40	▲32	▲19	▲15

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

(単位：人)

3号 保育認定 1～2歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定(A)	1,025	1,018	998	982	968
	広域受託(B)	30	30	30	30	30
	広域委託(C)	40	40	40	40	40
	(A+B)-(C)	1,015	1,008	988	972	958
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	985	985	1,006	1,008	1,008
	地域型保育事業所	80	106	93	106	106
	その他*	19	0	0	0	0
②-①		69	83	111	142	156

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆「保育コンシェルジュ」として、特定型を本庁舎で実施、「子育てコンシェルジュ」として、基本型を西那須野庁舎及び子育てコミュニティ広場で実施しています。また、子育て世代包括支援センターである黒磯保健センターと西那須野保健センターの2か所で母子保健型を実施しています。

確保の内容

- ◆今後も上記5か所で継続して実施し、子育て家庭への相談や情報提供等を行っていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	5	5	5	5	5
確保方策	か所	5	5	5	5	5
基本型	か所	2	2	2	2	2
特定型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	2	2	2	2	2
その他	か所	0	0	0	0	0

※単位の「か所」とは施設数のことです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆市が設置や委託等している地域子育て支援拠点や、教育・保育施設や幼稚園、地域で行っている子育てサロンについては、平成30(2018)年の実績が計31か所で年間の延べ利用人数は36,232人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で年間約47,000回と現在の利用よりも上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも上回っていることから、過去の実績に基づいた量の見込みを設定します。また、実施箇所についても実施頻度等により見直しを行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	35,008	35,676	35,449	35,253	35,068
確保方策	か所	24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業	か所	9	9	9	9	9
その他	か所	15	15	15	15	15

※単位の「人回」とは1回あたりの利用者数×利用回数（延べ回数）、「か所」とは施設数のことです。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆平成 30(2018)年度の実績は妊娠届 815 件に対し、14 回目までの受診率は約 90%でした。

確保の内容

◆人口推計による出生数と転入者などによる影響を考慮して人数を算出し、妊婦 1 人あたりの健診回数を過去の平均から 12 回として設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	840	820	810	790	770
	健診回数	10,800	9,840	9,720	9,480	9,240
確保方策	実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 6 施設） 費用助成検診回数：14 回 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波等（1～14 回） ②貧血、血糖、感染症等（適時） 実施時期：通年実施					

※単位の「人」は実人数のことです。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 2～3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆平成 30(2018)年度の実績は新生児 856 人に対し、全員に対し訪問を実施となっています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計により設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	826	808	793	774	760
確保方策	実施体制：77 人 実施機関：市保健センター					

※単位の「人」は実人数のことです。

(5) -1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆平成30(2018)年度の実績は、実訪問件数848件となっています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去5年間の実績を考慮して設定します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	900	900	900	900	900
確保方策	実施体制：20人 中核機関：子ども・子育て総合センター 実施期間：子ども・子育て総合センター及び市保健センター					

※単位の「人」は実人数のことです。

※上記量の見込みには家事支援事業も含まれます。

(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集等を迅速に行うための取組等、より効果的な事業実施について総合的に検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で短期間預かる事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆平成 30(2018)年度の実績は市内 2 か所及び市外 1 か所で実施（ショートステイ事業）し、年間の延べ利用件数は 142 件となっています。（トワイライトステイ事業は未実施）
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で 61 人日と現在の利用よりも下回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも下回っていますが、過去の実績から量の見込みを設定いたします。また、トワイライトステイは今後の社会情勢やニーズを考慮しながら、今後の事業実施について検討します。

ショートステイ事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	165	165	165	165	165
確保方策	人日	165	165	165	165	165
	か所	3	3	3	3	3

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「か所」とは施設数のことです。

トワイライトステイ事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	-	-	-	-	-
確保方策	人日	-	-	-	-	-
	か所	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「か所」とは施設数のことです。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を利用会員、児童の預かり等の援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆平成 30(2018)年度末現在の会員数の内訳は、利用会員が 280 人、サポート会員が 104 人、両方会員が 35 人で、平成 30(2018)年度の年間の活動件数が 1,519 件です。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度時点で高学年が 43 人日と現在の利用よりも下回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は実績より下回っているため、実績より会員数や利用実績の伸び率を勘案して量の見込みを設定いたします。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		人日	1,656	1,729	1,805	1,885	1,968
確保 方 策	病児・緊急対応強化事業	人日	-	-	-	-	-
	病児・緊急対応強化事業 を除く	人日	736	769	802	838	875
	就学後	人日	920	960	1,003	1,047	1,093
	施設数	か所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「か所」とは施設数のことです。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

量の見込みの算出根拠

- ◆平成 30(2018)年度の認定こども園や幼稚園の在園児に対する預かり保育の年間の延べ利用件数は 33,233 件となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で約 85,000 件と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用より大きく上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	1号認定による利用	人日	20,038	19,175	18,111	17,565	17,287
	2号認定による利用	人日	-	-	-	-	-
確 保 方 策	在園児対象型	人日	20,038	19,175	18,111	17,565	17,287
		か所	9	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）、「か所」とは施設数のことです。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）

量の見込みの算出根拠

- ◆平成 30(2018)年度に保育園等で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は年間の延べ利用 2,979 件（保育園等 2,344 件、ファミリー・サポート・センター635 件）となっております。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で約 27,000 件と、現在の利用を上待っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用より大きく上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み		人日	4,412	4,335	4,231	4,193	4,140	
確保 方 策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	人日	3,676	3,566	3,429	3,355	3,265	
		か所	13	13	13	13	13	
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化型事業を除く）	人日	736	769	802	838	875	
		か所	1	1	1	1	1	
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		人日	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）、「か所」とは施設数のことです。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、教育・保育施設において保育を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆平成 30(2018)年度の実績は年間の実利用人数が 490 名となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で 257 人と、現在の利用を下回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用より下回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	609	593	571	556	549
確保方策	人	609	593	571	556	549
	か所	23	23	23	23	23

※単位の「人」は実人数、「か所」とは施設数のことです。

(10) 病児・病後児保育事業

病院、教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、病気の児童を看護師等が一時的に保育を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆平成 30(2018)年度の実績は、病児保育を 1 か所、病後児保育を 2 か所で実施し、3 か所合計の年間の延べ利用件数は 318 件となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で約 3,955 人と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用大幅に上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人日	856	856	856	856	856
確保方策	人日	856	856	856	856	856
	か所	4	4	4	4	4
病児・病後児対応型	人日	616	616	616	616	616
	か所	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	人日	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1
非施設型（訪問型）	人日	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
（再掲）子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	人日	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）、「か所」とは施設数のことです。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆平成30(2018)年5月1日現在の入所児童数は、低学年で1,334人（公設879人・民設455人）です。高学年の入所利用数は421人（公設243人・民設178人）です。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で低学年1362人日、高学年1,098人日と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用を大幅に上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公設	低学年	量の見込み	人	949	980	1,031	1,019	977
		確保方策	人	940	1,001	1,012	1,052	1,068
	高学年	量の見込み	人	541	566	583	553	535
		確保方策	人	535	578	571	571	585
私設	低学年	量の見込み	人	550	567	597	590	565
		確保方策	人	594	591	596	604	602
	高学年	量の見込み	人	312	327	337	320	309
		確保方策	人	338	341	336	328	330
合計		量の見込み	人	2,352	2,440	2,548	2,482	2,386
		確保方策	人	2,407	2,511	2,515	2,555	2,585

※単位の「人」は実人数のことです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園や幼稚園での給食費（副材料費）の補助を実施しています。その他の教材費や行事等における補助について実績はありませんでした。

確保の内容

- ◆給食費については過去の実績を考慮して設定します。教材費・行事費等については過去の実績はありませんが、申請があった場合に備えて量の見込みを調整します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施計画	給食費（副材料費）	人	50	50	50	50	50	
	教材費 ・行事費等 （給食費以外）	1号認定	人	5	5	5	5	5
		2号認定	人	5	5	5	5	5
		3号認定	人	5	5	5	5	5

※単位の「人」は実人数のことです。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立の認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を促進する事業です。

量の見込みの算出根拠

◆平成30(2018)年度の実績については、地域型保育事業への巡回支援を行っています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績を考慮して設定します。

新規参入施設等への 巡回支援事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	か所	7	9	9	10	10

※単位の「か所」とは施設数のことです。

認定こども園特別支援 教育・保育経費	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	人	1	1	1	1	1

※単位の「人」は実人数のことです。

5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成 27(2015)年より幼稚園から認定こども園への移行が進み、また、新規の認定こども園が開園するなど普及が進んできました。

今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の合同研修会の実施を平成 27(2015)年度より実施してきましたが、今後も継続して実施し、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

(3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携、協働の体制を今後も整えていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定^{*}」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行ってまいります。

^{*}子ども・子育て支援法第 30 条の 4 に定められる幼児教育・保育の無償化に伴い新設された認定区分。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

◆児童虐待防止対策の充実

虐待による痛ましい事件の報道などで児童虐待への認知度や理解度が高まってきており、虐待防止対策は今まで以上に取組むことが求められてきています。

本市でも通報や相談については年々増加傾向にありますが、市町村は住民の最も近くにいる行政機関として、重要な役割が求められており、本計画内第4章で定めた児童虐待防止のための事業を今後進めるに当たり、子どもの権利擁護の観点も含めて、改めて本市の方針を示し、施策を推進していきます。

(1) 専門職雇用等による相談体制の強化

子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し適切な支援を行うため、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30(2018)年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連携会議決定。以下「新プラン」という。)に基づき、子ども・子育て総合センターを子ども家庭総合支援拠点として早期に位置付けを行い、児童福祉司や児童心理司など専門職の配置等、総合的な体制の充実強化を図ります。

(2) 虐待発生の予防、早期発見、早期対応

虐待の予防のためには各担当で実施している様々な施策を活用して早期に発見し、速やかに対応することが重要であるため、母子保健担当部局や教育・保育施設等、医療機関などと緊密な連携を図り、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

(3) 児童相談所や警察等、関係機関との連携強化

児童相談所をはじめ福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報共有を行い、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的な評価・確認を行っていきます。

これらの支援の調整を行うためには、子ども家庭総合支援拠点として専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保や育成が必要です。さらに、様々な研修・講習会等への参加などによる体制の強化及び資質の向上を図り、関係機関と緊密に連携しながら、地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り、細やかな支援を実施するためのネットワークの構築に努めます。

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、自ら果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるための様々な施策を、計画的・総合的に推進します。

また、社会情勢や市民ニーズに対して的確かつ柔軟な対応ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

那須塩原市子ども・子育て会議において、各年度、計画に基づく施策の実施状況について、点検・評価を行います。

また、結果についてホームページや広報紙などにより市民へ周知し、計画の推進や見直しに反映させていきます。

1 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
平成 30(2018)年 9月6日	庁議	・第2期計画の策定及び策定スケジュールについて
平成 30(2018)年 11月	子ども・子育て支援施策 推進委員会（意見照会）	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施について
平成 30(2018)年 12月10日	第20回 子ども・子育て会議	・第2期計画の策定及び策定スケジュールについて ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について
平成 30(2018)年12月 ～平成 31(2019)年1月	子ども・子育て支援に関 するニーズ調査	
平成 31(2019)年 2月28日	第21回 子ども・子育て会議	・第2期計画の骨子素案について
令和元(2019)年 5月13日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第2期計画の各種事業の設定について ・子育て世帯実態調査の実施について
令和元(2019)年 5月27日	第22回 子ども・子育て会議	・第2期計画の骨子案について ・子育て世帯実態調査の実施について
令和元(2019)年 6月～7月	子育て世帯生活実態調査	
令和元(2019)年 8月1日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第2期計画における各種事業の設定について
令和元(2019)年 9月30日	第23回 子ども・子育て会議	・第2期計画における各種事業について
令和元(2019)年 10月30日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第2期計画案について
令和元(2019)年 11月●日	第24回 子ども・子育て会議	・第2期計画案について ・パブリックコメントの実施について
令和元(2019)年●月 ～令和2(2020)年●月	パブリックコメント	
令和2(2020)年 1月●日	庁議	・第2期子ども子育て未来プランについて
令和2(2020)年 3月●日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第2期子ども子育て未来プランについて
令和2(2020)年 3月●日	第25回 子ども・子育て会議	・第2期子ども子育て未来プランについて

※その他随時、部内での策定会議を実施

2 関係例規

(1) 那須塩原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他規則で定める子ども・子育てに関する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表母子自立支援員及び婦人相談員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額7,400円
-------------	----------

(2) 那須塩原市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市子ども・子育て会議条例（平成25年那須塩原市条例第25号。以下「条例」という。）第2条及び第6条の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(子ども・子育てに関する事項)

第3条 条例第2条のその他規則で定める子ども・子育てに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画に関する事項

(2) 那須塩原市保育園整備計画に関する事項

(3) その他子ども・子育てに係る施策に関する重要事項

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(3) 那須塩原市子どもの権利条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、国籍、人種、言語、宗教、障害等にかかわらず、全ての子どもには、生きる、育つ、守られる及び参加する権利があり、この権利を保障することを約束した。

子どもの権利は、子どもの成長には欠くことができない大切なものである。

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで自分自身を大切に思い、自分と同じように他の人を大切にする心が育まれていく。そして、感じたこと及び考えたことを自由に表明し、様々な場に参加する経験を通して、お互いを尊重し合うことを身に付け、社会のルール及び社会の一員としての役割を学んでいく。

大人は、子どもの成長及び発達する力を認めるとともに、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの成長を支援していく責務がある。

那須塩原市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を守り、かつ、子どもの権利に関する思想を普及するとともに、子どもの健やかな成長の支援を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、子どもの権利に対する理解を深め、かつ、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 大人 子どもを除く市内に居住する者及び市内に通勤する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

（基本理念）

第3条 この条例は、次に掲げる考え方を基本とする。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮すること。
- (2) 子どもは、権利の主体であること。
- (3) 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。
- (4) 子どもは、社会の一員であること。

第2章 子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第4条 この章に定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として健やかに成長するために、大切な権利として保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 保護者から正当な理由なく引き離されないこと。
- (6) 児童虐待、いじめ及び体罰から心と体が守られること。
- (7) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

(一人の人間として尊重される権利)

第6条 子どもは、一人の人間として尊重される権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 成長及び発達に応じて、プライバシーが守られること。
- (3) 障害のある子どもの尊厳の確保、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

(豊かに育ち学ぶ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育ち学ぶ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 学び、遊び、及び休息すること。
- (2) 年齢及び発達に応じて、適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (5) 市の開拓の歴史、文化及び生活を学ぶこと。

(意見の表明及び参加する権利)

第8条 子どもは、自分の意見を表明し、自分に関わることに参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分の意見を形成できる子どもが、表明した意見について年齢及び発達に応じて適切な配慮がなされること。
- (3) 適切な情報の提供を受けること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

第3章 責務

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

2 市は、子どもが健やかに成長できるよう、子ども、保護者、大人並びに育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員を支援しなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもの成長及び発達に応じた適切な指導及び助言を与えるとともに、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 保護者は、その子どもの養育に努めなければならない。

(大人の責務)

第11条 大人は、地域が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

- 2 大人は、地域の子どもが安心して過ごすことができるよう、支援に努めなければならない。
- 3 大人は、子どもに社会の一員としての責任感及び権利を尊重する意識を持たせるよう、成長及び発達に応じて指導及び助言に努めなければならない。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

第12条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「育ち学ぶ施設関係者」という。)は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが育ち、学ぶことができるよう支援に努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員が子どもと十分に関わることができるよう支援に努めなければならない。
- 4 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員に対し、子どもの権利に関する研修の機会を設けるよう努めなければならない。

(市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の連携)

第13条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、互いに連携し、子どもの権利の保障及び子どもの健やかな成長の支援に努めなければならない。

第4章 基本的な施策

(子どもの権利に関する思想の普及)

第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

- 2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第15条 市、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとする。

(困窮の状況にある子どもへの支援)

第16条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めるものとする。

(子どもの虐待の防止及び救済)

第17条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待の防止に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの虐待の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 3 市は、子どもの虐待をした者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(いじめの防止及び救済)

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の

状況に応じた適切な救済を行うものとする。

- 4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

（体罰の禁止及び救済）

第19条 大人及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を行ってはならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。

- 3 市は、体罰の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、体罰を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

- 4 市は、体罰を行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

（子どもの虐待、いじめ及び体罰の通報）

第20条 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

（子どもの面会交流等）

第21条 父母は、離婚する際には、父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担その他子どもの健やかな成長に関し必要な事項について協議しなければならない。

- 2 市は、父母から、離婚に際しての父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担の相談があった場合に、必要な助言をするものとする。

第5章 権利侵害からの救済

（相談及び救済）

第22条 子ども、保護者、子どもの親族及び育ち学ぶ施設関係者は、市に対し子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害に関する救済の申立てをすることができる。

（救済委員会）

第23条 市は、子どもの権利の侵害について、適切な救済を図るため、那須塩原市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

- 2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
- (2) 前条の規定による申立てを受け、調査及び調整を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し、必要な措置を講ずることを求めること。

- 3 救済委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

- 4 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格に優れ、人権、教育又は福祉に関し知識及び経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

- 5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 救済委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 7 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（市長の措置）

第24条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあった場合は、調査及び検討し、必要があると認めたときは、子どもの権利を侵害している者に対し、侵害行為の中止、子どもとの関係の改善その他是正の要求をすることができる。

2 市長は、是正の要求を行った者に対し、その是正のため講じた措置について、報告を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による是正の要求及び前項の報告について、その内容を公表することができる。

(救済委員会への協力等)

第25条 市は、救済委員会の活動の重要性を尊重し、その活動を支援するものとする。

2 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、救済委員会の活動に協力するよう努めるものとする。

3 救済委員会は、その職務の執行に当たっては、関係機関及び関係者と連携を図るよう努めるものとする。

第6章 行動計画

(施策の推進及び行動計画)

第26条 市は、子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画を策定するものとする。

(行動計画の検証)

第27条 市は、行動計画に基づく施策の実施状況について、毎年度検証を行い、必要な改善を図るものとする。

2 市長は、前項の規定により検証を行うときは、那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴いて行わなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 那須塩原市子ども・子育て会議委員名簿

No	区分	所属	氏名	備考
1	1号	那須塩原市黒磯地区保育園保護者会連絡協議会	柴田 直也	
2		那須塩原市西那須野地区保育園保護者会連絡協議会	関 優樹	
3		民間保育園保護者会	長嶋 耕	
4		那須塩原市幼稚園連絡協議会	君島 亜希	
5		那須塩原市幼稚園連絡協議会	菱沼 貴代美	
6		地域型保育事業所保護者	筒井 久美子	
7		那須塩原市PTA連絡協議会	佐藤 和仙	
8	2号	那須塩原市商工会	大島 小織	
9		西那須野商工会	高田 修一	
10	3号	那須塩原市民間保育園長会	福本 正美	
11		那須塩原市私立幼稚園長会	戸田 直樹	副会長
12		那須塩原市私立幼稚園長会	佐久間 久枝	
13		地域型保育事業所長	松浦 節子	
14		特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤 政人	
15		那須塩原市民間学童クラブ協議会	白澤 崇行	
16		那須塩原市小中学校長会	齊藤 都	
17	4号	特定非営利活動法人子育てほっとねっと	西田 由記子	
18		かるがもサロンボランティア	山本 雅子	
19		特定非営利活動法人すくすく子育てやぎハウス	八木澤 秀	
20	5号	埼玉東萌短期大学	浅香 勉	会長
21		那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	稲村 かつい	
22		特定非営利活動法人アスク	佐藤 由紀子	

第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン

令和2（2020）年3月

企画・編集・発行 那須塩原市子ども未来部子育て支援課

〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号

TEL 0287-46-5532 FAX 0287-37-9156

Mail kosodatesshien@city.nasushiobara.lg.jp

URL <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>